

【研究ノート】

琉球尖閣近著雑録

いしみのぞむ

Miscellany of Latest Works on Ryukyu and Senkakus

ISHIWI Nozomu

要約

自撰近稿若干を雑録する。

第一、「日本による琉球併合、明が追認した歴史あり」。平成二十五年五月、「人民日報」が沖縄の領有権に疑義を呈し、日本政府も言及するといふ騒ぎが有った。琉球國は日本とチャイナとに兩屬してゐたとの俗説が通行してゐるが、明國は徳川初期に日本の使者に對し、日本が琉球を領有することに明國は干渉しないと傳へてゐた史實が有る。

第二、「東支那海問題研究會發言録」。東京財團と中華人民共和國社會科學院日本研究所とにより、二度共催された「東シナ海問題研究會」（東海問題論壇）に於ける筆者の發言及び配布資料・映寫用史料を録する。甲、第一回演説稿。乙、第二回配布資料。丙、第二回映寫用史料。丁、第二回發言である。

第三、「尖閣480年史ブログ所載圖四種」。ブログに掲載した尖閣關聯圖

を録し、解題を加へる。日本の領有に向かつて進む歴史的趨勢を示す圖である。

第四、「琉球國はチャイナ領土だったのか」。前東大史料編纂所所長黒田日出男氏は、沖縄にも元寇が有ったといふ説を散布してゐるが、初歩的な誤りに過ぎない。また、琉球三十六姓は出エジプトした福建民族であつてチャイナ人ではない。漢字音の分布などがこれを證してゐる。

第五、「尖閣稀覯史料二種」。東北大學藏「按針似看山譜」は、釣魚臺を臺灣と別の「東洋」の島とする。那覇市歴史博物館藏「向姓家譜」は、文政二年、琉球王族が公務中に尖閣の「魚根久場島」に上陸して調査した最古の記録である。

キーワード

明實録 魚根久場島 七大方言區 百越 元寇

日本による琉球併合、明が追認した歴史あり 第一

ブクログ社電子雑誌「言志」第十一号所載、平成二十五年六月刊。電子雑誌は将来の保存が不確かなので、「ここに重録する。「言志」所載の題目は「新事實発見！日本の琉球・尖閣領有は中國も認めてみた」に作るが、いま原稿に復する。題目以外は一字も改めない。以下、全文である。

* * * * *

人民日報に琉球領有未定説が載り、日本の人々は「矢張り」、「別に」、「まさか」、「つひに」等、色々な怒りや呆れの思ひを抱いてゐる。私も尖閣漢文を研究するが故に、琉球史の門外漢ながら「歴史的には琉球の領有ってどうなの」と問合せを受ける。研究を通じて私が得た答えは、そもそも過去のチャイナ人は自力で尖閣海域を渡航できず、琉球人の案内でやっと渡ってくる。ましてや尖閣の先の琉球を領有することなど、歴史的・文化的に有り得ない。

しかも西暦1617年には、薩摩による琉球併合に同意することを、明側の高官が日本の使者に向かって公式に言明し、更に皇帝にまで報告して、中央朝廷で記録した史料が有った。新見解である。チャンネルさくらでも話したが、少し詳しく書いておきたい。

Ryukyu は Liugiu 呂球

まづ琉球といふ漢文名について。琉球とは、遠く千四百年前の「隋書」

(11)

に見えるもので、福建東方の島々を指す。元々必ずしも沖縄を指すわけではない。それを近世の沖縄が用ゐたのは、漢文の雅名としてである。丁度春秋時代の宋の名を後の北宋・南宋が用ゐたのと同じく、また西暦紀元前の古朝鮮の名を近世の李氏朝鮮が用ゐたのも同じである。日本の雅名「扶桑」もまた然り。かりに我々が沖縄とだけ呼んで琉球と呼ばないならば、それは漢文文明の正統を現代チャイナにゆづるに等しい。日本人は古時より漢文と和文とを併用してきた。「琉球」は漢文であつてチャイナ語ではない。我々は堂々と使ふべきである。

チャンネルさくらで大高未貴女史が紹介された話によれば、北京の研究論壇で「琉球」の名を世界にひろめよつとの提言があつたさうだ。チャイナのインターネットでも多々報じられてゐる。彼らは琉球の名をチャイナ語「Liugiu」(リウチウ)としてひろめたがつてゐるわけだが、我々は逆に琉球を日本語「Ryukyu」としてひろめるべきである。日本人が「沖縄」だけ使つて「Ryukyu」を使はずにあると、「Liugiu」が世界にひろまるこゝとが危ぶまれる。

明は日本による領有に同意した

西暦1609年、薩摩藩は琉球を併合し、以後琉球王に明の皇帝の臣下として朝貢貿易をつづけさせた。明側は薩摩の統治を知り、一時は朝貢を謝絶したが、やがて己むを得ず朝貢再開をゆるしたことが先行研究で明らかになつてゐる。その中で、どの研究者も論じてゐない重要な歴史がある。それは薩摩が琉球を領有してから八年後の西暦1617年のこと、福建に日本の使者明石道友が渡航すると、福建の海道副使(海防兼外交長官)

韓仲雍(かんちゅうよう)はこれを逮捕訊問した。訊問記録は國立公文書館の手書き本「皇明實録」(中央朝廷の議事録)の同年八月一日の項目に述べられてゐる。その文に曰く、

「汝并琉球、及琉球之私役屬於汝、亦皆吾 天朝赦前事。當自向彼國議之。」

「汝(日本)の琉球を併する、及び琉球のひそかに汝に役屬するは、亦た皆な吾が天朝(明)の赦前の事なり。まさにみづから彼の國(琉球)に向かひてこれを議すべし」



と。「役屬」(えきぞく)とは税や賦役・兵役を差し出して統治に服したことを指す。「役屬」の主語は琉球であり、半ば主動的に日本の領土となつ

たものと韓仲雍は理解してゐる。赦前(しゃぜん)とは皇帝による大赦の前を指す。「明史」によれば西暦1614年、皇太后が崩御した際に萬曆(ばんれき)皇帝は天下を大赦した。日本(薩摩藩)が琉球を併合したのはその五年前なので「赦前」となる。即ち大赦の前に日本が琉球を併合したことを不問に付してゐる。「議する」とは赦前の罪を議するのでなく、これ以後の琉球の領有についての議論である。

「自(みづか)ら」とは日本側を指し、明側を指さない。なぜなら明としては今後について琉球に上から命ずることは有つても、平等に議論することは有り得ない。薩摩が現に統治してゐるのに、それと別に明が自分で琉球と議論するといふのも通じない。つまりこれは明でなく日本が自ら琉球と議論して決めれば良いといふ意にしかない。

この記録は「皇明實録」のほか張燮「東西洋考」や陳子龍「皇明經世文編」など、この時代の二次史料の中にも見えるもので、明に於いて別段反感を惹きしなかつた。なぜなら琉球人の案内によつてどうにか渡航して儀式を行なつてゐただけなのだから、明が琉球に援軍を送つて日本とたたかふことは不可能であつた。訊問中で大赦を理由としたのは半ばメンツのために過ぎない。

以上の史事の前後を論じた先行研究は幾つか有るが、日本の使者に向かつて同意を示したことを論じたものはこれまで無い。また「皇明實録」の通行複製本ではこの部分が省略されてをり、それが國立公文書館の手書き本に載つてゐるのは、今度の新出史料だと言つても良いだらう。二次史料と違つて朝廷の公式記録である。

薩摩は琉球に「侵攻」したのか

チャイナといふのは四方の諸邦に武力が及びさへすれば、どこまで征服するのだが、武力が及ばない場合は名義上の藩邦として面子を保つのが常であった。名義にこだはる儒教思想である。明も琉球を名義上の藩邦として扱った。武力が及ばなかったからである。

武力制服とは即ち侵攻である。薩摩は侵攻者でありチャイナは和睦の使者だといふ呼び方をする研究者が多いが、それは琉球だけを切り取った欺瞞である。東アジア全域で見れば、チャイナは武力の及ばない遠方に和睦と見せて名義を取っただけのことで、武力が及べばもちろん侵奪者となる。

安倍首相は「侵略の定義は世界的にも研究上でも定まってるゐない」と述べたが、研究者は神武東征をも神武侵略と呼び始めさうな勢ひである。その一方で清がタイワン島を侵略したとか、明が雲南を侵略したとか述べる著作は少ない。アレクサンダーもナポレオンもシーザーも通常は侵略者として扱はれない。研究者は日本にだけ侵略の二字を標識の如く貼りつける。明側の同時代の史料では、琉球併合と朝鮮出兵とを併せて侵略と呼ぶ場合が多い。ともに同じく朝貢する藩邦なるがゆゑである。現代日本の研究者もチャイナ基準をそのまま受け入れて、朝鮮出兵から琉球併合までを一連の侵略として扱ふのが流行である。

しかし西暦十六世紀、毛利上杉伊達武田今川長宗我部といった著名な雄邦は、中央の統制を受けず半自主であった。諸邦を統一した徳川氏が、同じく半自主の邦たる琉球を併合するのは必然の趨勢といふものだらう。武田今川長宗我部などが倒されたことについては侵略と呼ばず、琉球併合だけを侵略と呼ぶのは、日本側から見れば二重基準である。

大インド文明圏の中で

琉球にはチャイナの侵略が及ばなかったが、チベット・ウイグルなどはチャイナに侵略された。但し琉球との違ひを比較する上で最適なのは、チベットよりも雲南だらう。

雲南は諸民族の色とりどりの服飾や風俗などで知られるが、インド文明圏の一部分であったことを忘れてはならない。この方面に私は全く不案内のだが、チャンネルさくらの浅野久美アナウンサーはダイ(タイ)地域に長く住んださうで、ダイ人は敬虔な佛教徒だと番組内で話された(平成二十四年十月十九日「さくらち」内)。小島敬裕著「徳宏タイ族の上座佛教と地域社会」(風響社)によれば、ダイ人は東南アジアと同じ上座佛教徒だといふ。町田和彦著「華麗なるインド系文字」(白水社)をひもとくと、ダイ人の使用文字までは載せないものの、町田氏らが東京外大で開設したインターネット「インド系文字の旅」頁によれば、ダイ人もインド系文字を使つてゐるといふ。現在はチャイナの統治下だが、もともとインド文明圏だったと分かる。

漢籍「鶴慶府志」「鶴慶州志」「南詔野史」「白古通記」などには、雲南のペー人も元々佛教徒だった歴史が見える。インドのマガダ邦からチャンドラグプタといふ神僧がペー人の南詔(後の大理、今の雲南)に遊んで佛法を授けたのだといふ。西暦九世紀前半、平安初期のことである。そして約六百年後に明がペー人を虐殺し、儒教に改宗させたことも記録される。儒教とは、もちろん近世チャイナ中華思想下の新儒教である。ペー人の大量の典籍は焚書に遭ひ、南詔・大理の歴史は空白になったといふ。

雲南の民族浄化が始まったのは丁度明の初期、琉球に朝貢を求めた年代

に近い。明の同一の皇帝の代でも、西で武力が及べば虐殺し、東で及ばなければ貿易の利で誘つて皇帝のメンツを保った。それは陸と海との違ひに過ぎず、その本質が和睦の使者であらう筈がない。元々南詔は琉球よりもはるかに古い歴史を持つ大邦であつたが、今では立場が逆になり、大差がついてしまった。

ユーラシア東半の全域は嘗て大インド文明圏であつたが、西暦十一世紀頃から中華思想の近世チャイナが生まれ、周りをとりまく大インド文明圏の中で孤立した。それがユーラシア東半の歴史的大勢である。麻生・安倍二氏の「自由と平和の弧」構想は、大インド文明圏の歴史に自然にしたがつてゐるに過ぎない。

中華思想の新チャイナ文化圏と、歴史ある大インド文明圏とがせめぎあつた最前線が、琉球であり雲南であらう。昨年日本で講演したダライラマ法王は、「チベットがどこかの領土となるならば、インドの領土となるのが自然だ」と述べた。歴史的正論である。

幸ひに琉球では、大インド文明圏の一員たる日本が、近世チャイナよりも大幅に優勢であつた。その琉球に、今のチャイナは侵犯の意をちらつかせ始めてゐる。ダライラマの言葉を思へば、沖縄人は日本國民としてどうすべきか、結論は言はずもがなであらう。

(終)

東支那海問題研究会發言録 第二

「東支那海問題研究会」(東海問題論壇)は、東京財團と中華人民共和國社會科學院日本研究所とにより共催されてゐる。平成二十六年十月の時点まで計二回開催された。

第一回は平成二十五年十一月十九日、社會科學院日本研究所の會議室で開催された。筆者の發言は数日前から準備した演説稿を読み上げる形式を取つたので、今その演説稿をそのまま改めずに載録する。チャイナ語と日本語と兩種を準備したが、チャイナ語だけ読み上げ、日本語は會場で配布した。第二回以後の開催にチャイナ側が同意し易いやう考慮し、温和な内容である。

第二回は平成二十六年五月二十九日、東京都港区赤坂の東京財團内の會議室で開催された。筆者は口頭發表概要「劉江永氏所據諸史料に駁す」及び「明國清國領域の自認限界線」を配布し、映寫機で史料を映寫し、即席にて發言した。清華大學の劉江永氏はこれ以前から中華人民共和國の新聞・テレビ・論文などで筆者に對する批判を繰り返してゐたが、會の第一回第二回ともに出席してをり、對面で直接反駁できたのは有意義であつた。いま當日の配布資料及び映寫用史料とともに發言内容を分かり易く整理して載録する。

* * * *

甲、第一回演說

平成二十五年十一月十九日、於社會科學院日本研究所會議室。

今天能有機會和諸位教授交流研究成果，感到非常高興。本人近數年來研究釣魚嶼列島史，今天以日本觀點為基礎，來略抒己見。

從釣魚嶼列島到尖閣諸島，史籍中記載的歷史將近五百年，包含了琉球國、明國、清國、日本國、西班牙國、法蘭西國、英吉利國等多種背景的海洋文化交流的故事。順着時間來論述，須從明國嘉靖十三年，西元1534年開始。那年，冊封使陳侃東渡琉球，留下了釣魚嶼列島最早的記錄。船中由琉球國公務員主掌針路，形成東西方向安全航線，為此陳侃寫下了三次大喜。可見釣魚嶼海域一開始就是合作之海、和平之海，以航海安全為主。

稍晚於此，葡萄牙人常常經過臺灣海峽，航往日本，知道臺灣島東北方的若干個群島，取名「萊斯馬勾斯」(東方三博士)，但針路簿是囊中秘，現存記錄中或指八重山，或指彭佳嶼列島，或指釣魚嶼列島，無法分辨。

西元1630年左右，當德川幕府初葉朱印船時代，西班牙人開闢了一條南北方向的釣魚嶼航線，由日本長崎，徑直遠航釣魚嶼列島，然後向西南偏南航行，到與那國島，再經臺灣島東岸等，最後抵達菲律賓。他們將此針路傳授給了日本人，記錄在日本「寬文航海書」裏面，釣魚嶼叫做萊西島，就是萊斯馬勾斯的省稱。可惜不久日本就進入海禁時代，日本人沿此航線航行的歷史幾乎沒有留下史籍記錄。

約在西元十七世紀以後，釣魚嶼西南方的臺灣海峽有一條黑水溝，為人們所談論，漸漸以險惡海域知名於世。釣魚嶼東面的黑潮也連帶被叫做黑水溝，東渡琉球的清國文人們相繼寫下了夜間舟子在東西兩處黑水海域祭祀海

神的神秘儀式。他們雖然看不到所謂的「溝」，但熱衷探索其樣貌，歌詠成篇，成爲了海洋民間祭祀儀式的珍貴記錄。

清國康熙五十八年，西元1719年，冊封使徐葆光東渡琉球，相隔八十年後，嘉慶五年，西元1800年，冊封使李鼎元也東渡琉球，兩位都記錄了琉球國公務員從福建沿岸開始，在船中主掌針路的情況，可見直到此時，釣魚嶼海域依舊是合作之海、和平之海，以航海安全為主。

在此年代中，旅居北京的法國傳教士宋君榮根據徐葆光的冊封使錄撰寫了琉球地理報告，於西元1752年寄達法國，從此歐洲出版的諸多地圖開始採用陳侃所記錄的「釣魚嶼」(I-tsu-ko)等名稱，沿此趨勢，西元1789年法國航海家拉佩魯茲，西元1845年英國軍艦沙馬朗號等都採用此漢文名稱，將它記錄在航海日錄的琉球海域部分。徐葆光走的是東西航線，法國人英國人走的是南北航線，兩種文化在史籍中已開始揉合在一起。拉佩魯茲離開釣魚嶼的時候，說從此離開琉球群島。沙馬朗號的卑路乍船長則先向福州琉球館申請測量島嶼，之後前往八重山海域，首次測量了釣魚嶼列島的自然地理概貌。這些史實，都反映國際上對釣魚嶼列島是如何認知的。

到了西元十九世紀下半葉，和平之海終於進入了由國家管制的時代。明治二十八年，西元1895年，經過十年勘查，日本國決定將釣魚嶼列島編入沖繩縣地籍之中，後改名爲尖閣諸島，古賀辰四郎等人登陸經營魚廠。前此，早在明治十八年，西元1885年，上海「申報」報導了有關的動向，可是並未引起清國政府的重視。第二次大戰以後，經過美國管理二十多年，在昭和四十七年，西元1972年，尖閣諸島歸還給了日本。中華人民共和國及中華民國，則從昭和四十六年，西元1971年開始主張擁有主權，其後四十多年的歷史，大家都瞭如指掌，無須我多言了。本人發言到此，有何

不足之處、敬請各位指教。(卑路乍: Belcher、香港有一條「卑路乍街」記念此歷史人物。)

いしみのぞむ、筆名石海青でございます。本日は諸先生方と研究交流の機会を得て嬉しく存じます。私はここ數年來釣魚嶼列島史を研究してをり、本日は日本の觀點を基礎として鄙見を述べさせていただきます。

釣魚嶼列島から尖閣諸島まで、史籍中に記載する歴史は五百年になんなんとし、琉球國・明國・清國・日本國・スペイン國・フランス國・イギリス國等、多種の背景の海洋文化交流の物語を含んでをります。時間通りに論述すれば明國嘉靖十三年、西曆1534年から始めねばなりません。その年、冊封使陳侃は東の琉球に渡航し、釣魚嶼列島最古の記録をとどめました。船中では琉球國公務員が針路をつかさどり、東西方向の安全な航路を形作つてをりました。そのため陳侃は三度の大喜びを記録してをります。ここから分かるのは、釣魚嶼海域が最初から航海の安全のための協力の海、平和の海だったことです。

やや遅れて、ポルトガル人もしばしば臺灣海峡を經由して日本に航行し、臺灣島の東北側に幾つかの群島があると知つてをり、「レイスマゴス」即ち東方三博士と名づけてをりました。しかし針路簿といふのは秘傳であるため、現存の記録中では八重山を指したり、彭佳嶼列島を指したり、釣魚嶼列島を指したり、確定できません。

西曆1630年前後には、徳川幕府初葉の朱印船時代、スペイン人が南北方向の釣魚嶼航路を切り開きました。日本の長崎からまっすぐに釣魚嶼列島に向かひ、その後南南西に與那國島に至り、更に臺灣島東岸等を経て最後にフィリピンに達します。彼らはその針路を日本人に傳授し、日本の

「寛文航海書」の中に記録されました。釣魚嶼はレイシ島となつてをります。レイスマゴスの略稱です。惜しむらく、日本はすぐに海禁時代に這入り、日本人がこの航路を航行した歴史はほとんど史籍に見えませんが、

西曆十七世紀以後には、釣魚嶼の西南側の臺灣海峡の黒水溝なるものが人々の論議の的となり、次第に危険な海域として世に知られるやうになりました。釣魚嶼の東側の黒潮も連られて黒水溝と呼ばれるやうになり、琉球に渡航した清國文人たちは、夜間に舟子が東西の二個所の黒水海域で海神を祭る神秘的儀式を相繼いで書き記しました。彼らには所謂「溝」なるものが見えませんでした。熱心にその實態を探索し、詩に詠じたので、海洋的民間祭祀儀式の貴重な記録となつてをります。

清國康熙五十八年、西曆1719年には、冊封使徐葆光が東の琉球に渡航し、更に八十年を隔てて嘉慶五年、西曆1800年には冊封使李鼎元も琉球に渡航し、ともに船中で琉球國の公務員が福建沿岸から早くも針路を司つた状況を記録しました。この時に至つても、なほ釣魚嶼海域は航海の安全のための協力の海、平和の海だったことが分かります。

この年代に於いて、北京に居住したフランスの宣教師ゴービルは、徐葆光の冊封使録にもとづいて琉球地理報告を著述し、それが西曆1752年にフランスに届きました。それ以後歐洲で出版された多くの地圖では、陳侃の記録した「釣魚嶼」(Tiao-yu-su)等の名稱が採用されるやうになります。その趨勢のもと、西曆1789年のフランス航海家ラペルーズ、及び西曆1845年のイギリス軍艦サマラン號もこの漢文の名稱を採用し、航海日録の琉球海域部分に記録してをります。徐葆光が進んだのは東西航路であり、フランス人イギリス人が進んだのは南北航路ですが、二つの文

化は史籍中で融合し始めたわけです。ラベルズは釣魚嶼を離れる時に、ここから琉球群島を離れると書いてをります。サマラン號のベルチャー船長は先づ福州の琉球館に島嶼の測量を申請し、その後八重山海域に往き、史上初めて釣魚嶼列島の自然地理的概略を記録しました。これらの史實は、國際的に釣魚嶼列島がどう認知されてゐたかを反映してをります。

西曆十九世紀の後半になると、平和の海は終に國家が統制する時代に這入ります。明治二十八年、西曆1895年、約十年間の實地調査を経て、日本國が釣魚嶼列島を沖繩縣の地籍に編入することを決定し、更に尖閣諸島と改名しました。古賀辰四郎らも上陸して魚工場を經營します。これより先、早くも明治十八年、西曆1885年には、上海の「申報」がこの關聯の動向を報道しましたが、清國政府がこれを重視することはありませんでした。第二次大戰以後には、米國の管理下の二十餘年を経て、昭和四十七年、西曆1972年に、尖閣諸島は日本に返還されました。中華人民共和國及び中華民國は昭和四十六年、西元1971年より主權を主張します。その後四十年あまりの歴史は誰もが熟知する所であり、私の多言を要しません。私の發言はここまでです。不充分的處があれば皆様のご教示をお願い致します。

乙、第二回配布資料

第二回の會場では口頭發表概要「劉江永氏所據諸史料に駁す」及び「明國清國領域の自認限界線」各二葉を全員に配布した。今、印刷の都合により訓讀用の返り點を削除する外、一字も改めず全文を録する。

發言及び配布資料中、周煊『海東集』の釣魚臺を二箇所としたのは誤りであり、西側の一箇所について周煊が二度言及したとするのが正しい。しかし趣旨に誤りは無い。(平成二十六年十月三十一日識す)

* * *

劉江永氏所據諸史料に駁す いしゐのぞむ

平成二十六年五月二十九日

東シナ海問題研究會配布資料 於東京財團

『順風相送』

* 千四百三年とされる順風相送は、西曆千五百七十三年以後成立。

* 巻首と巻上と巻下に分け得るが、巻首と巻上とは西航路、巻下は東航路(史料01)。

巻首・巻上は鄭和(ていくわ)の航路と一致(史料02)。永樂年間に成ったと推測可。

巻下に釣魚嶼・長崎・呂宋。西曆千五百七十三年以後に成る(史料03)。
* 上巻西航路で百個所以上の水深計測記録(史料04)。下巻東航路では僅か二箇所(史料05)。

* 上巻で海底の泥地・砂地・硬地など計測多數(史料06)。下巻で一個所(史料07)。

* 上巻では緯度を定める北斗星・南十字星の計測結果數十箇所(史料08)。下巻では無。特に尖閣航路は東西方向であり、南北への針路傾斜が常に問題。緯度計測は最も有効の筈。

要するに上巻はイスラム航法、下巻はチャイナ航法。

『指南廣義』所收「三十六姓所傳針本」

* 西曆千七百八年成立書。新語「釣魚臺」を含む。三百年遡らせることはできない。

* 『順風相送』と共通の北寄り航路。

東瀆―乙辰―小琉球頭―花瓶嶼―彭家山―(北)木山。

東瀆―甲卯―彭家山―釣魚嶼 (史料 99)

* 歴代使録で北寄り航路を琉球人の過誤と批判。汪楫(史料 10)、徐葆光(史料 1)など。

『籌海圖編』(嘉靖四十一年)卷一「沿海山沙圖」(史料 12・13・14・15)

* 『大明一統志』「海岸まで」が原則(史料 16)。領土線附近の海防を記載するのが圖の主旨。

* 配布「籌海圖編の釣魚嶼は國外且つ海防外」。原書卷四詳載の海防地が圖とほぼ一致。

* 圖中所載の「巡檢司」(「巡邏地」)はほぼ全て海岸線上。唯一「五虎門」のみ島嶼。

* 嘉靖三十三年頃、ト大同『備倭記』「置制」。官井洋・湄洲・獺窟・料羅に遊兵船を設く。

* 『籌海圖編』は嘉靖二十九年まで記載。嘉靖四十一年の戚繼光「橫嶼大捷」を載せず。

* 『籌海圖編』刊行後の嘉靖四十二・四十二年「譚襄敏公奏議」で倭寇を

追撃した地は、東瀆・臺山・東礮・大竿・七星・白犬・東山・井門・島姑のみ。最遠でも沿岸四十五千口。

* 要するに『籌海圖編』は海防線が最も深くまで後退してゐた時代の産物。海防線外の各島嶼が大自然のままに置かれてゐるのが圖の上半分である。

「琉球三十六島圖歌」(清・徐葆光作)

「太平洋諸山作南鎮、臺灣直北遙相望。臺灣の直北、遙かに相望む」

* 太平洋の直北でなく臺灣の直北。

* 「琉球三十六島圖」(史料 17)に據る歌。尖閣を載せず、臺灣北部と東西にならぶ。

「琉球彈丸綴閩海、得此可補東南荒。」

* 綴は縫、疎密あり。荒は無主地。彈丸で「荒」の全域を補ひ得ず。無主地・公海あり。

『臺海使槎錄』(清・黃叔燾)

* 臺灣府の領土線は諸地誌に明記。最北端は鷄籠。東北端は三貂「御鼻山」尖閣は領土外。

* 凡そ釣魚嶼・釣魚臺の諸史料は大きく三系統

* 第一系統・島の位置がほぼ特定可能。現代の尖閣各島に擬し得る。福建から琉球までの航路上の記録がほぼ全てこれに屬する。

代表的史料は陳侃『使琉球錄』、徐葆光『中山傳信錄』など。

* 第二系統・釣魚臺だけを記載して、他の島嶼を記載しない。位置を特定しにくい。

清國臺灣府の歴代地誌の釣魚臺の記録が全てこれに屬す。

いづれも「山後大洋、北有釣魚臺、可泊大船十艘。」と記載。

山後は臺灣東部。代表的史料は黄叔燾『臺海使槎録』、陳壽祺『重

纂福建通志』など。

*第三系統・臺灣北方の彭佳嶼もしくは花瓶嶼を釣魚臺・釣魚嶼と呼んだもの。

西曆千七百五十六年の全魁『乗槎集』、同時の周煌『海東集』。

西曆千八百八十年頃の陳觀西『含暉堂遺稿』卷二「琉球雜咏」。

全魁詩十四首、西から東への航路（史料 18）

第五首、チャイナ大陸が遠く消え去る。第六首、螺旋形の如き釣魚

臺を遠望。第七首、大洋を高速で進む。第八首、華夷の界。第九首、

黄尾嶼が赤尾嶼に連なる。

尖閣の釣魚臺は螺旋形ではない。螺旋形は花瓶嶼。

尖閣の釣魚臺と黄尾嶼との間は三十キロ、高速で長驅する距離では

ない。花瓶嶼から尖閣まで約百五十キロ、詩に符合。

周煌『海東集』（史料 19）。

鷄籠山―釣魚臺―花瓶嶼―黒水溝―釣魚臺―姑米山の順。

東西に二つの釣魚臺、西の釣魚臺は臺灣北方三島（花瓶嶼など）。

東の釣魚臺は尖閣

陳觀西「琉球雜咏」曰く「釣魚臺過問花瓶」（史料 20）。

花瓶嶼は釣魚臺を過ぎた後。

全魁・周煌・陳觀西の情報源は『籌海圖編』内「沿海山沙圖」。多くの海

防書に轉載。

鷄籠山―彭加山―釣魚嶼―花瓶山―黄毛山―赤嶼の順。

『籌海圖編』から全魁・周煌を経て陳觀西まで一系統を成す。即ち

第三系統

*第一系統の釣魚臺は東、第三系統の釣魚臺は西。第二系統は不確定。

チャイナ主張・第二系統を第一系統に擬する。清國領土外ながら地理的
附随性有り。

*方濬頤『臺灣地勢番情紀略』：「鷄籠山陰有釣魚嶼者、舟可泊、是宜設防」

（史料 21）

山陰は正北側。臺灣の北方島嶼であり、尖閣に非ず。第三系統と同じ。

釣魚嶼だけを單獨で記載。舟が停泊できる。第二系統と同じ。第二第三

系統が繋がる。

方濬頤は清末、帆船時代の末の人。現代人は「大洋の北」を遠く八重山

海域の北側と誤解。

帆船時代に大海を越えるのは困難な大事業。地圖も不備

臺灣島東部の「大洋の北」とは、大洋を望む沿岸海域の北側。方濬頤の

認識が自然。

*第一系統では釣魚嶼を常に東方として認識。第二系統にあてはめれば大
洋の東。

*尖閣で半年後の季節風を待ち臺灣に戻ることは無い。第一系統は全て琉

球國とともに記述

第二系統をあてはめ得るのは、第一系統の尖閣でなく、第三系統の臺

灣北方三島のみ。

*第一系統最古の『臺海使槎録』も第三系統『籌海圖編』の浸潤下で書か

れた可能性大。

* * * *

明國清國領域の自認限界線

いしみのぞむ

平成二十六年五月二十九日

東シナ海問題研究會配布資料 於東京財團

琉球國の西界の記録は多い。同じく明國清國の東界の記録も多數。中間は無主地・公海。

【臺灣航路の東端】中華界・華夷界・東洋山。全て尖閣の西側に分界線

* 佚名「按針似看山譜」(東北大學藏)鷓籠圖註:「見東洋山、即是釣魚臺」

(史料 22)

鷓籠を過ぎてから「東洋」。臺灣島までは東洋でないと認識 附屬島

嶼説を否定。

* 全魁「乘槎集」(西曆 1756):「天教一線界華夷」(史料 18) 尖閣の

西側。

* 齊鯤「航海八詠・鷓籠山」(西曆 1808):「猶是中華界 蒼茫四望空。」

(史料 23)

* 費錫章「一品集」(西曆 1808):「黑瀟行過中華界」(史料 24)

* 齊鯤「渡海吟」(西曆 1808):「鷓籠山過中華界」(史料 25) 費錫章

「中華界」の和詩。

【官定の領土線】

* 『大明一統志』(西曆 1591)卷七十四福建・福州府:「東至海岸一百九十里」(史料 16)

* 夏子陽「使琉球録」:「以渡海所用金銀酒器共二百三十餘兩、追送諸境上」

(史料 26)

* 陳淑均「葛瑪蘭廳志」(西曆 1852)卷一「封域・疆域」:「北至三貂・

遠望坑、與淡水廳交界、六十五里。…東北至柳鼻山、與淡水洋面界、水

程九十五里」(史料 27)

【勢力所及島嶼の線】

* 『皇明實録』(西曆 1617):「…爲臺山、爲礮山、爲東湧、爲烏坵、爲澎湖、爲彭山、皆是我閩門庭之內、豈容汝涉一跡、此外溟渤、華夷所共、」(史料 28)

…」(史料 28)

* 汪楫「觀海集」(1683):「過東沙山、是閩山盡處」(史料 29)

陳侃「使琉球録」に「閩之山」(史料 30)。

程順則「指南廣義」内「天妃靈應記」に「閩山」(史料 31)。福建

の陸地。

* 『皇朝通典』(西曆 1767)卷六十:「順治元年定、貢使歸國、…照例送

出邊境」(史料32)

* 署理巡撫周學健奏(1743):「五月十三日、護送至竿塘洋面放洋、長行回

國」(史料 33)

【中外界≡内外界】尖閣の東にも西にもあり。中華界に非ず。

〔尖閣の西側〕

*張學禮『使琉球記』：「過分水洋矣。此天之所以界中外者。」(史料 34)

六月七日に大陸から出航。六月九日に大洋に入り、すぐに分水洋を過ぎる。

*徐葆光『海船謠』：「内外洋分界、名過溝。沈活猪羊以祭。」(史料 35)

臺灣島北端附近。

〔尖閣の東側〕

*汪楫『使琉球雜錄』(西曆 1683)：「問、郊之義何取。曰、中外之界也。」

(史料 36)。

*周煌『海上即事』(西曆 1756)：

「豈知中外原無界。」自注「舟過黑水溝、投牲以祭、相傳中外分界處。」(史料 37)

*費錫章『一品集』卷下(西曆 1808)：詩題「黑溝洋」、原註「中外分界處」(史料 38)

太平山(宮古島)の北方を過ぎた後、尖閣諸島の東側の黒潮

*齊鯤『航海八詠』(西曆 1808)：

「大海無中外、渾然劃一溝」(史料 23)
赤尾嶼の次に詠じる。

〔尖閣の東西不確定〕

*王文治『渡海吟』(西曆 1756)：「方知中外有分疆、設險惟天界殊域。」(史料 39)

但し西側の可能性高し。理由：

1、下數句で「東去、將にいつくに如(ゆ)かんとす」。久米島が

近づく叙述ではない。

2、同時渡航の全魁は尖閣の西で華夷界。(史料 18)

*潘相『琉球入學見聞録』(西曆 1696)「黑水溝為中外界水。過溝必先祭之。」(史料 40)

【餘論・琉球の風水】那覇を中心として、尖閣を外とする。

〔鎮山〕

*徐葆光『中山傳信錄』卷一「針路」：「取姑米山」自註：「琉球西南方界上鎮山。」

*「周禮・春官・大司樂」

鄭玄注：「四鎮、山之重大者。謂揚州之會稽・青州之沂山・幽州之醫無閭・冀州之霍山。」

賈公彦疏：「職方・九州、州各有鎮山。」

*章潢『圖書編』卷三十に引く元・金履祥の語：「泰山特起東方、為中國水口表鎮。」

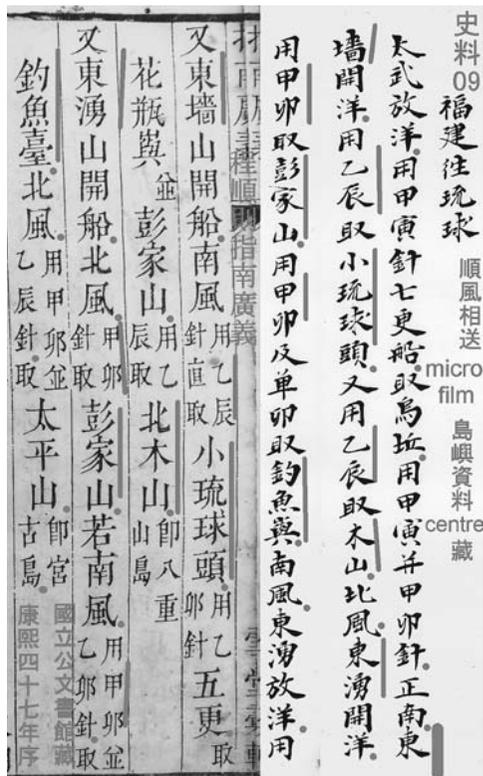
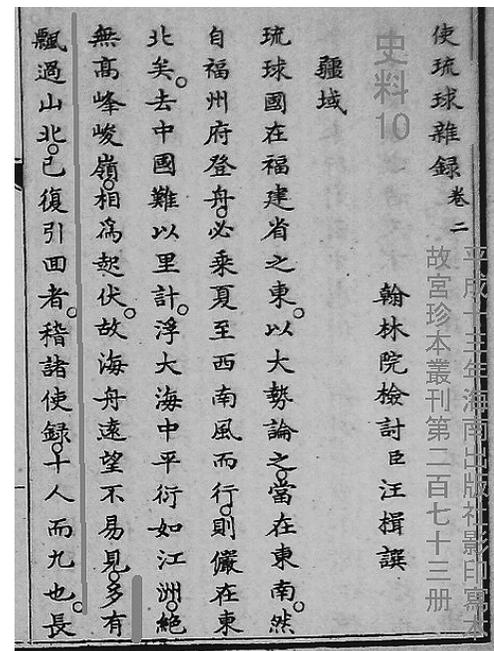
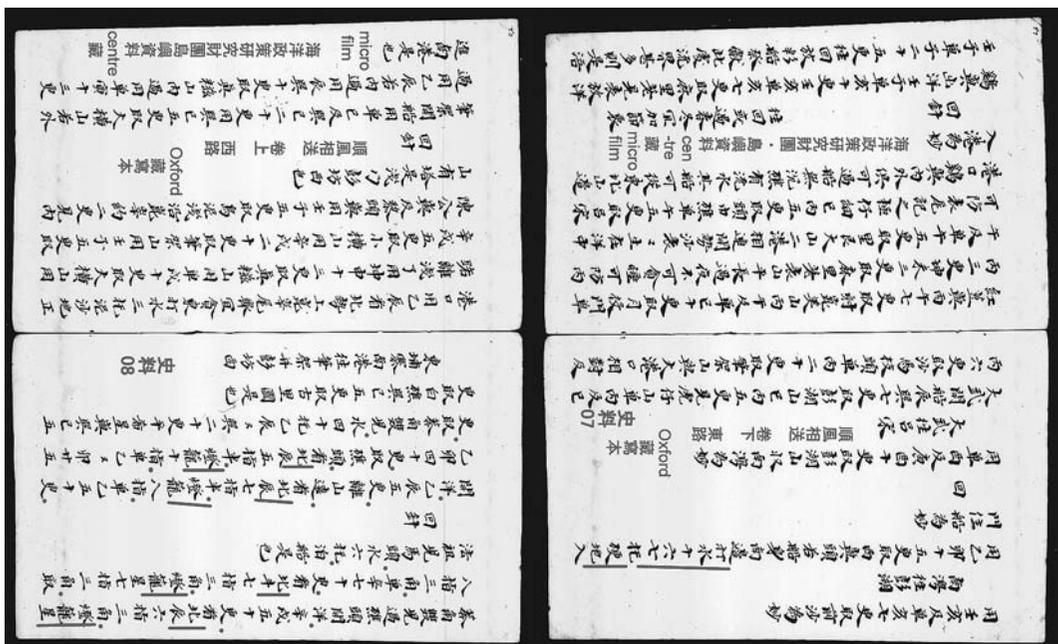
鎮山は各地(各州)の主山でありながら、久米島は琉球國の西端に近い。久米島を泰山と同じく「表鎮」と解すれば通じる。

〔案山〕

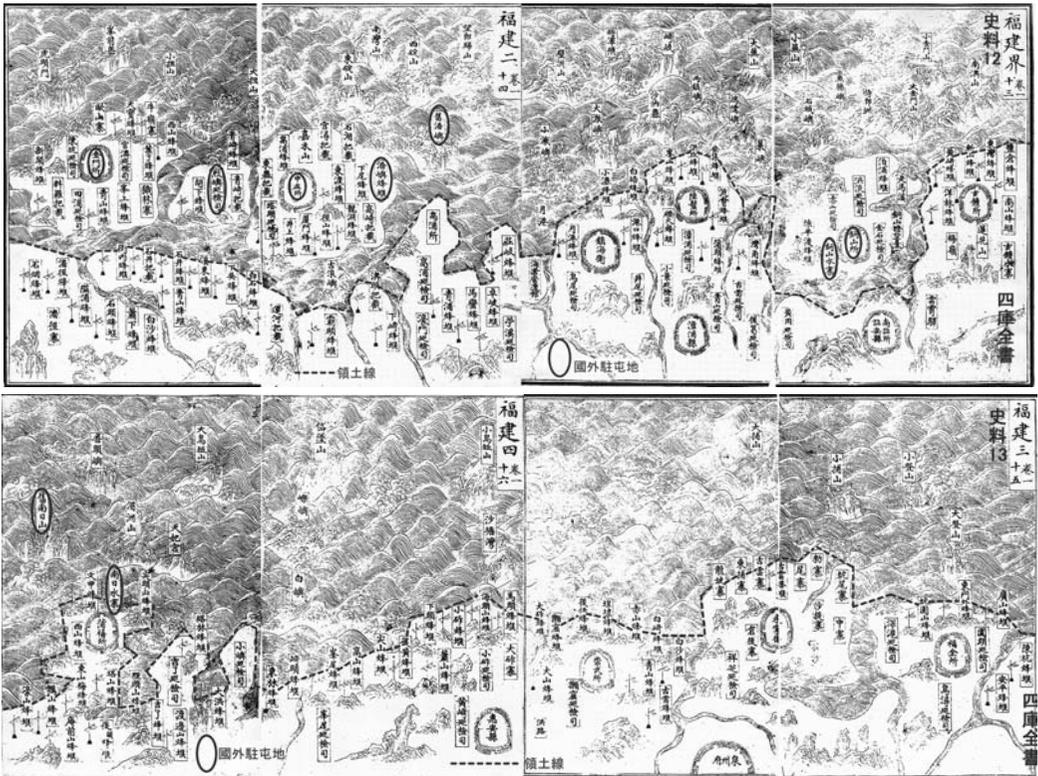
*郭汝霖『重編使琉球錄』卷上「使事紀」：「土納己山、琉球之案山。」

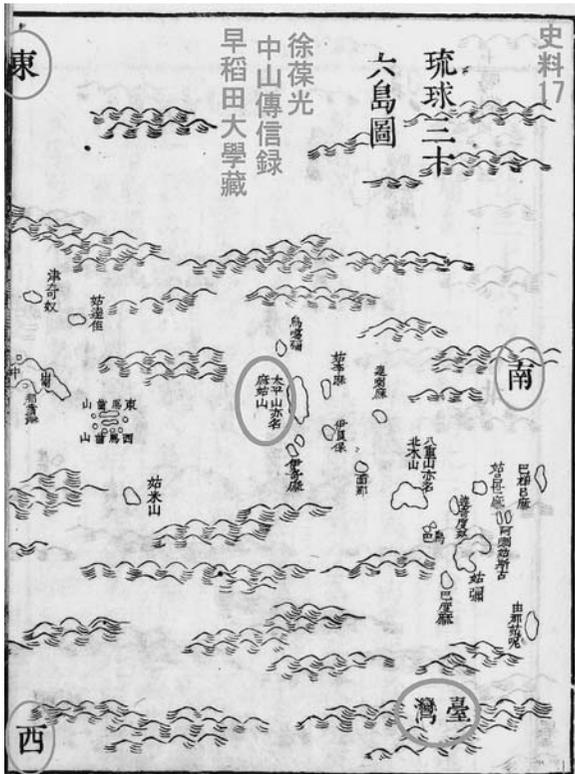
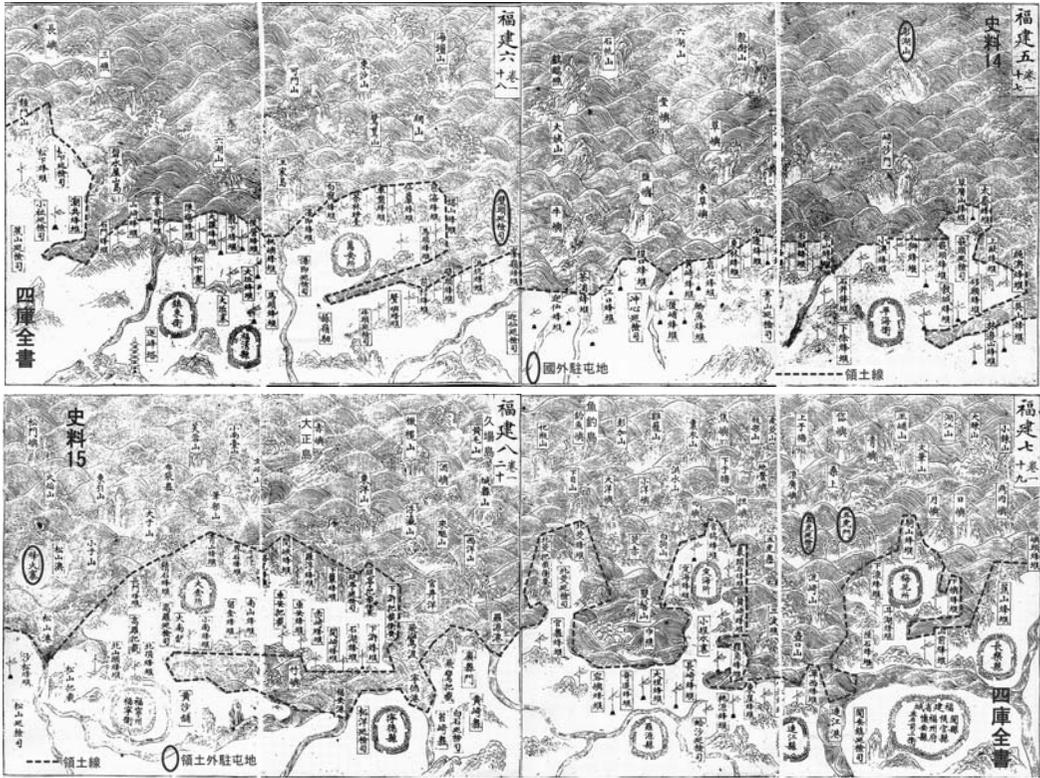
*「人子須知」卷五「砂法・論案山」：「凡穴前低小之山、名曰案山。」
那覇を中心として、久米島が前方の外に近ければ、中間の渡名喜島が案山となる。

〔大宅〕



臣葆光按琉球針路其大夫所主者皆本于指南
 廣義其失在冊卯針太多每有落北之患前使汪
 楫記云封舟多有飄過山北已復引回稽諸使錄
 十八而九明嘉靖十一年陳侃記舟至葉壁山小
 十七年郭汝霖記已至如米山頭日云得一日夜
 之力即未遠登岸可保不下葉壁山矣可見下葉
 壁即琉人亦以為戒萬曆四年蕭崇業記六月
 初一日過葉壁山薄山下由此陸路至國兩日程
 挽舟初五日始泊那霸康熙二年張學禮記舟
 抵琉球北山與日本交界北風引舟南行始達那
 霸封舟不至落北者惟前明册使夏子陽及本
 朝汪楫一人考夏錄則云梅花所開洋過白犬嶼





史料17

大明一統志 統一出版印刷公司影印本 昭和四十六年
國立中央圖書館藏原本 天順五年序 卷七十四福建

福州府東至海岸一百九十里西至延平府南平
縣界二百五十里南至興化府莆田縣界
三百三十里北至浙江温州府平陽縣界六百
三十里自府治至南京二千八百七十二里至
京師六千一百三十三里

史料16

十里茶崎路青松遶逕生樹隨岡屈曲聲逐海初旬宮殿
 自南臺登舟泛海抵中山卽事十四首
 1 羅星塔外海潮寬中有雙龜伏石灘向夕推篷明月上水
 光夜氣一時寒
 2 扁舟直擬破滄溟欲向銀河問客星江水萬條歸海碧鼓
 山十里送人青
 3 斥鹵風帆萬里開甘泉如醴貯樽罍太平港口靈旗動醉
 酒沈金取水來
 4 五虎門臨亂石高天教設險鎖鯨濤長風到海洪波湧始
 信艤艖似一毛
 國立公文書館藏 熙朝雅頌集卷七十九 引全魁乘槎集

史料 18

5 風巖波盪五雲根電掣星馳出海門萬頃汪洋回首望青
 山一髮是中原
 6 夕陽時候海泓渟目送金鳥入杳冥萬片餘霞紅似綺釣
 魚臺遠一螺青
 7 拍波翔鳥白如雪弄水遊鱗疾似梭聞是海神教接引靈
 風盡日大旗多
 8 天教一綫界華彝溝水冥冥陰火迷剛趁蛟龍初睡熟過
 帆誰敢更燃犀
 9 黃尾嶼連赤尾嶼舟人遙望尚疑猜誰知早已來姑米號
 火熾焚傍水隈
 水面棋糖日夜生天邊時見斷虹明舟師失色驚相報明
 日風波不可行

五虎門放洋
 已過雙龜石初辭五虎門何時為彼岸此路尚中原白
 日今寒燠青天雜曉昏區區馳九折直欲陞王尊
 望雞籠山
 路入扶桑尚幾更海中船行六十里為一更何年籠著此山鳴舟中
 已有玻璃漏還待朝陽第一聲
 望釣魚臺
 一墩青山認釣絲投竿終古拂珊瑚試看今日舟人喜
 不是臨淵起羨時海行見山則喜

史料 19

周煌 海東集
 北京圖書館出版社平成十八年
 影印乾隆二十七年刻本
 國家圖書館藏琉球資料三編

海上卽事四首

龍艘萬斛受風斜六月輕寒雪浪加從識人間無落葉
 果然天上有浮檣撥揚忽似南箕近向背還同吐戶賒
 寂是夜光明比晝坐深衣露濕清華
 針路微茫日本經海船率用日本羅經寶於龜鑑座中銘長令甲
 乙輪為直影長以司針置五副二人真有乾坤磨不停分水似犀投
 木梯以木梯從船頭投海中人疾趨至梢人梯同至出
 波如蒜見花瓶名嶼豈知中外原無界溝祭空煩說四溟
 舟過黑水溝渡姓以祭相傳中外分界處

萬靈呵護仰
 天威昔所傳聞檢未非海舶合同黃帽住接封大
 元共赤鱗歸過釣魚臺有蜻能入舍雙雙引鳥解銜窠

史料 21
 匪易煤鐵金銀富哉厥礦近則臺北雞籠已伐山取石炭矣
 海湧有定期每歲以四月二十六日為始奔騰澎湃乾坤宏
 蕩至霜降乃平謠曰湧門開閉洵乎不爽鹿耳門為至險其
 次則旂后口初僅一小港道光間一夕風濤衝刷口門忽寬
 兩岸夾峙中梗塊壘象人之喉旁皆暗礁番舶不能出入其
 殆天之所以限華夷耶惟雞籠山陰有釣魚嶼者舟可泊是
 宜設防瑛橋云有火山凡山之西平壤獨隘山內暨山之東
 則盡生番誌分為三中曰秀姑巒北曰岐萊南曰卑南覽番
 之種類不一有耳貫大環者有臂刺花紋者有雕題秀面者

釣魚臺過問花瓶萬里靈樁耀客星利涉由來憑廟會
 不須先勒玉棺銘周使渡海通明器前刻大朝使世釘
 歷五十八年從乾隆二十一年
 高宗訓册使燭口此是汝等福命耳 史料 20

琉球雜咏 陳觀西 含暉堂遺稿卷二 上海古籍出版社
 清代詩文集彙編第六百册 影印同治七年本
 停雲舊館潮江濱不見當年駢節人問道廣平心似鏡
 梅花題遍一樓春杜冊使館中工冊使均題賦節額尚在
 今已沒波杜冊使館中三策題梅花詩百首于樓上
 醫謀吉萬歲車有直登
 若書開菜小東軒傳信付經細討論手植十圍格樹在
 百年風雨護蟠根徐冊使豫光齊菜小東軒于他後著
 中山荷信錄軒亭祀今敷命堂前于
 種格樹

大海無中外 渾然劃一清 合黎通異派
 黑溝洋
 有神助 三兩自成羣 是日有大魚 隨舟而行
 日皎如焚 跳躍龍門浪 吹壺屠市雲 夾舟
 赤尾連黃尾 參差鳥翼分 類魚身半靈 紅
 赤尾巖
 披裘者登臨亦小哉
 波滾滾來 誰邀湖海侶 獨占水雲隈 應效
 釣魚臺
 猶是中華界 蒼茫四望 空萬濤圍鳳 軻一
 髮認雞籠 獨立雲垂北 長鳴日在東 何當
 振雙羽 軒舉九天風
 雞籠山 在臺灣府後
 國家圖書館藏琉球資料三編 影印嘉慶十二年刊本
 東瀛日談內 史料 23



史料 29
 遠游和石棗
 汪楫 觀海集 北京圖書館出版社
 揚帆從此別，帷帳鉦鼓爭鳴。犬旆飄颻，浪最難平。
 老健跳波真，有百靈朝。匍匐地軸聲，初轉蕩激天。
 河影共搖，去國迴看忽千里。無邊藍水接青霄。
 韻
 過東沙山，是閩山盡處。同石來，次蕭給事
 是雪衣添六月，忽如秋。蒼芒不覺千山遠，混沌真
 看一氣浮。最愛乘風同快馬，漫將喘月築羹牛。

國立公文書館藏 皇明實錄 萬曆四十五年八月朔
 舟衆此是通 賄明寶錄 初傳示官兵相過莫辨
 殺為便，于是仲雍論之云：汝國西限先經浙境，乃
 天朝之首藩也。迄南而為臺山，為礪山，為東湧，為
 鳥壇，為澎湖，為彭山，皆是我閩門庭之內。豈容汝
 涉一跡，此外溟渤，華夷所共窮。兵楚漢，漢過不先
 但汝或為飄風所引，暫時依泊，不許無故登岸，或
 為曠日所誤，望山取汲，不許作意淹留。我兵各有
 信地，防禦驅逐，自難弛縱。但汝自取方便，所過之
 處，明聲稟而速馳去，可笑。道友等又稟自請歸島

程順則 指南廣義 天妃靈應記 國立公文書館藏
 康熙四十七年自序刻本
 史料 31
 燭舟。舟果少寧，乃請筭起舵。忽一蝴蝶繞舟，復一
 黃雀立於桅上。是夕疾風迅發，巨艦飄蕩，岌危甚
 矣。二人乃冠服默禱，矢以立碑。奏聞於上。言訖風
 若少緩，徹曉已見閩山。還為請春秋祀典，神宗萬
 曆七年。冊封天使蕭崇業、謝杰、針路舛誤，莫知所
 之。且舵葉失去，時禱於天妃。舟得平安。萬曆三十
 四年，欽差夏子陽、王士禎所乘封舟，過花籠嶼，無
 風而浪禱於天妃，得風渡海，歸舟至中洋，斷舵索

陳侃使琉球錄 國立公文書館藏寫本 史料 30
 言訖風若少緩，舟行如飛。徹曉已見閩之山矣。舟
 人皆踊躍鼓舞，以為再生。稽首於天妃之前
 者，若崩厥角也。二十八日至定海所。十月初
 二日入城，痛定思痛，不覺傷感。凡接士大夫
 一蝶飛繞於舟，食曰：山將近矣。有疑者曰：蝶
 質甚微，在樊園中飛，不過百步，安能遠涉滄

國會圖書館藏 嘉慶二十四年刊 說鈴第九冊

張學禮 使琉球記

朝廷南顧憂為是日。至白洋。大風息。雲霧散。忽見賊船一隻。隨令遊擊領兵發砲。擊碎賊船。殺賊百餘。道開。舉

帆長往。鄭之舟師亦辭歸矣。初九日。浪急風猛。水飛如立。舟中人顛覆。嘔逆。呻吟不絕。水色有異。深青如藍。舟子曰。入大洋矣。頃之有白水一線。橫亘南北。舟子曰。過分水洋矣。此天之所以界中外者。隨見群魚。鱗鬣。有人立者。有飛舞水面者。有作相撲狀者。魚之脊翅。豎如大桅。周圍旋繞。舟子曰。水族聞封舟過海。歡忭來朝。此祥徵也。海洋之水。綠白紅藍。歷歷如繪。汲起視之。其清如一。不能解也。十一日早。忽見一山。橫於舟前。首尾約長千丈。隨將洋鏡照之。非山非雲。乃巨魚耳。於是令僧道

史料4

令使琉球紀

五十一卷

兩船並駕梅花頭。東湧分艚最急流。未見雞籠聞好識

徐葆光 海船三集·船中集·海船謠

北京圖書館出版社 平成十八年影印雍正間刻本

一針已到小琉球 取雞籠山頭必先過小琉球必

萬象都歸碧一圍。朝朝靈物弄清暉。暉銜窠白鳥。隨波宿

有翼文鯨出浪飛 廿四日早見白鳥羣飛拜魚出水

過溝沉水兩豨羊。搗鼓攪金拜谷王。萬派龍涎堆碧浪

舟師報過米糠洋 內外洋分界名過溝。沉活豬羊以祭米糠洋水面。浮黃沙如龍涎。橫亘

靈旗不滿插花風 船共九帆。一布帆名插花 日外朝霞東更東。高卧

柁樓迎日出。桑暎夜半滿牀紅

雞籠山去釣魚臺。黃嶼應先赤嶼來。旗脚靈風三日夜

國家圖書館藏琉球資料三編

史料35

五虎門放洋

已過雙龜石初辭五虎門何時為彼岸此路尚中原白
日分寒燠青天雜曉昏區區馳九折直欲陋王尊

望雞籠山

路入扶桑尚幾更海中船行六十里為一更何年籠著此山鳴舟中
已有玻璃漏還待朝陽第一聲

望釣魚臺

一聚青山認釣絲投竿終古拂珊瑚試看今日舟人喜
不是臨淵起羨時海行見山則喜

史料 37

周煌 海東集
北京圖書館出版社平成十八年
影印乾隆二十七年刻本
國家圖書館藏琉球資料三編

海上即事四首

龍艘萬斛受風斜六月輕寒雪浪加從識人間無落葉
果然天上有浮槎簸揚忽似南箕近向背還同吐戶餘
寂是夜光明比晝坐深衣露濕清華

針路微茫日本經海船率用日本羅經寶於龜鑑座中銘長令甲

乙輪為直影長以司針真有乾坤磨不停分水似厚枝

木梯以木梯從船頭投海中人疾趨至桅人梯同至出

波如蒜見花瓶名喚豈知中外原無界溝壑空煩說四瀛

舟過黑水溝校性以祭相傳中外分界處

萬靈呵護仰

天威昔所傳聞接封大黃帽水仙未非海船合同黃帽住
元共赤鱗歸過釣魚臺有蜻能入舍雙雙引鳥解街棠

汪精錄 卷五神異

海商出版社 故宮珍本叢刊
平咸十三年影印高本

諸山。及二十四日天明見山。則彭佳山也。不知諸
山何時飛越。辰刻過彭佳山。商刻遂過釣魚嶼。船
如波空而行時復歌。守備請循例掛免朝牌。許
之。浪寬平。二十五日見山。應先黃尾而後赤嶼。不
知何以遂至赤嶼。未見黃尾嶼也。薄暮過彭佳山。
風濤大作。投生豬羊各一。發五斗米粥。焚紙。船鳴
鉦擊鼓。諸軍皆甲。露刃備。船作密散。久之始息。
問郊之義何取。曰中外之界也。界於何辨。曰懸揣

使琉球雜錄 32

耳。然項者恰當其處。非臆度也。食之復兵之恩威
並濟之義也。過赤嶼後。按圖應過赤坎嶼。始至姑
米山。乃二十六日倏忽已至馬齒。出而望姑米嶼。
豆米嶼。又非尋常小山可比。而舟中人皆過而不

矣憑

皇威橫截蛟宮與蜃窟。臣心如水涉波濤。忠信平生差
可說。臨歧肯作兒女態。眾謂精神倍發。越休論何日到
中山。且看海外初三月

過太平山

向例於此取水。此行以淡水足用。揚帆徑過

漸覺雲開海外天。祥飈習習送樓船。使君真箇清于水

不費山靈一勺泉

黑溝洋中外分界處

執豕牽羊付濁流。舵師鞠脰禱船頭。無端破我游仙夢

鉦鼓喧天過黑溝

費錫章 一品集 卷下 國家圖書館藏琉球資料三編
北京圖書館出版社 平成十八年影印
嘉慶十三年恩詒堂刻本

姑米洋候風

史料 38

渡海前一日觀劇口占

史料 39

把酒休辭玉盞深扁舟明日海東滄吳兒一夜銷魂曲榭
 胸中原萬里心 王文治 夢樓詩集卷二一慶應大學藏

渡海吟

乾隆六十年序食舊堂刊本

海門一揚帆浩蕩不能止地維天軸乍低昂老魚屈強潛
 蚪起元氣頃刻風雨驚天外兩陰陽爭眼中誰辨路還
 邇耳邊但聽擊雷轟雷聲義和騰御於朝潮之內顧菟委
 照於夕汐之外大千世界若浮空一髮中原定安在川后
 陽侯儻往忽來金支翠旗靈光洞開赤鱗白鳥前導而後

送天

卷二

二

送天神欲降心徘徊忽將黯慘變瑤碧黑水之溝深似墨
 潭池如遊蓬古初元黃不辨乾坤色那須然犀更照耀風
 颯陰風戰毛骨方知中外有分疆設險惟天界殊域我聞
 百川萬派清濁殊於廓靈海常委輸奔騰日夜不肯歇機
 關運轉如轉軸偷閒我欲問員宰問渠東去將何如

六月二十四夜海舟爲颶風所敗溯水獲援同人
 或以詩見示率爾裁答得四十字

我欲窮溟渤汗漫賦遠遊言附博望槎東向溯女牛親戚

環島皆海也海面西距黑水溝與閩海峽由福建

開洋至琉球必經滄水過黑水古稱滄溟溟與冥

通幽元之義又曰東溟琉地固異方實符其號而

黑水溝爲中外分界水過溝必先祭之東臨日本薩

摩洲指南廣義常與交市一葦可航北望野古可

直逼高麗南逼臺澎淡水後之溜山與葉壁後之

滌水同屬尾閭沃焦之壤而三十六島水中復有

丁、第二回發言 平成二十六年五月二十九日、於東京財團會議室。

陳侃「使琉球録」には、漳州人について、「色少しくも動かず」（色不少動）との形容が有る。劉江永氏はこれについて、漳州人が非常に冷靜沈着に航路の案内をしてゐたことを示すと主張する。しかし陳侃録のこの箇所は、古米山（久米島）に到着した後の部分である。船が尖閣を過ぎたか否かの問題ではない。姑米山（久米島）に到着すると、琉球人は最もよく知つてゐる海域に這入り、家に着いたといふことで琉球人が大喜びする。漳州人の「色不少動」は、古米山に着いた後の記述である。古米山以後の記述に於いて、漳州人が落ちて着いてゐたのは琉球人のお蔭だと推測すべきである。色々な史料によれば、基本的に航路案内は琉球人、航海術は漳州人といふ分擔がほぼ存在した。漳州人が久米島で非常に落ちて着いてをり、航路を熟知してゐたかのやうに見えるのは、まさしく琉球人が熟知してゐたことを示す。劉江永氏の主張は話が逆である。これに類似することは他にも多々有る。

次に劉江永氏の提示する新史料、西曆千九百七十一年の伊澤眞伎女史の證言について。この時はまだ中華人民共和國が國家として領有を宣言してゐたわけではないが、しかし西曆千九百六十八年頃から世間では大いに尖閣が話題になつてゐた。そして、伊澤眞伎女史の證言の載つてゐる雜誌群星（ムルカプス）は、既に日本の帝國主義による尖閣侵掠を激しく批判する論調を主とする。その中に見える伊澤眞伎女史の證言は既に政治的である。

伊澤眞伎女史の述べる清國人の遺骸については、高橋庄五郎氏の著書に

も出てゐる。ただ高橋庄五郎氏の著書では遺骸の證言がいつ出たもののかを明示しない。閱者はみな、高橋氏がよく分らないことを書いてゐるとだけ思つてゐた。しかしこの度、劉江永氏の發見により、高橋庄五郎氏がもつづいた資料が分かつた。高橋庄五郎氏は沖繩の小さな雜誌に載つた伊澤眞伎證言にもつづいて書いたのである。されば高橋庄五郎氏の根據も西曆千九百七十一年以後に過ぎない。

つづいて配布資料「劉江永氏所據諸史料に駁す」の内容を述べる。劉江永氏は、第一回東シナ海問題研究會で『順風相送』を所據史料として提出した。中華人民共和國公式見解でも、西曆千四百二十三年成立書とされる。しかし事實は西曆千五百七十三年以後の成立書である。

『順風相送』全本は三部分に分けられる。暫時これを卷首・卷上・卷下と名づけよう。配布資料の二行目に書いておいた。卷首・卷上は、西航路、即ちスマトラ島以西の航路である。卷下は東航路、ルソン・日本・尖閣・琉球などである。史料一の二枚は、卷上の末尾と卷下の開始とである。原本はこの箇所で切れて分かれてゐるが、世間では認識されてゐない。分巻の前と後とは全く内容が異なる。

史料二は、『順風相送』卷首・卷上の中から代表的な部分である。鄭和がアフリカまで往つた航路を記述してをり、いま分かりやすくホルムズ海峡に赤線を引いた。卷首・卷上は鄭和の航路の内容が中心であることが分かる。これに對して卷下は全て東航路である。

そして史料三は『順風相送』卷下の中から長崎を記述する箇所である。長崎の下の「籠仔沙機」とは、福建南部の字音で籠を「lang」と讀み、仔を「zi」と讀み、連ねると「Langzi」即ち鼻濁音のランガーである。沙機は

福建南部でもそのままサキと讀む。「ランガーサキ」は「ながさき」の鼻濁音の訛りである。その下に「佛郎番ここに在り」と有るが、佛郎番はフランキ人、即ち西洋人を指す。長崎が開港したばかりの時、日本に来てゐた西洋人はポルトガル人だけなので、これはポルトガル人だとするのが定説となつてゐる。長崎開港は西曆千五百七十年である。時間短縮のため、『順風相送』について詳細は配布資料をご覧頂く。

次に『指南廣義』の「三十六姓所傳針本」について述べる。西曆千七百八年成立書だが、劉江永氏は三百年遡らせて主張する。それは學術的に不可能である。最大の特徴は『順風相送』と同じ航路を載せることに在る。史料九の右側が『順風相送』、左側が『指南廣義』であるが、彭佳山に注目を要する。福建から徑直に彭佳山に到達し、臺灣を經由しない。このやうな航路を記載する針路簿は『順風相送』及び『指南廣義』だけである。但し針路簿でなく航行記録に於いては、臺灣を經由しないことが多々有る。この航路の特徴は、琉球人がこの海域の航行に熟練してゐるので、鳥つたひに進むことを要しないことに在る。琉球人特有の航路と言へる。歴代の史料には、琉球人は北寄りを進みたい、福建人は南に安全に臺灣を確認して進みたい、といふ争ひが幾度も記録されてゐる。臺灣を經由しない航路を記載する『順風相送』は、琉球的特色の書なのである。日本側にとっては、『順風相送』の成立年代が早ければ早いほど良い。

次に『琉球三十六島圖歌』について述べる。劉江永氏の説では、「太平諸山」即ち宮古諸島の直北に臺灣の附屬島嶼たる尖閣が有り、宮古島から直北にこれを望むとする。史料十七は「三十六島圖歌」の詠する所の「三十六島圖」である。「太平諸山」とは、中心の太平山を始めとする先島諸

島を指し、八重山まで含む。その西側に臺灣有るといふ意は、太平山と臺灣北部即ち「臺灣直北」とが互ひに東西に相望むことを詠んでゐる。

次に配布資料中の『臺海使槎録』について述べる。これは臺灣附屬島嶼説の根據とされてゐる。しかし先づ、清國臺灣府の領土線は明確である。最北端は鷄籠であり、東北端は三貂即ち柳鼻山である。尖閣は領土線外に存在する。

「下關係約」の附屬島嶼の議論は全く意義を成さない。なぜなら統治外の土地は條約の對象となり得ない。従つて地理的附隨性は領有に關するものではない。しかし、地理的附隨性についても否定するのが最善である。以下に述べる。

全ての尖閣史料は、大きく三系統に分けることができる。第一系統は最も著名であり、尖閣諸島の位置がほぼ特定できる。第二系統は位置が確定しにくく、その代表が『臺海使槎録』である。第三系統の全史料に於いて釣魚臺だけが出て来て、尖閣列島中の他の島は出て来ない。第三系統は、臺灣北方三島即ち彭佳嶼・花瓶嶼などを釣魚臺と呼ぶ。

第三系統の史料は三つ有る。三つはそれぞれ全魁作、周煌作、陳觀西作である。

史料十八の全魁の詩では、釣魚臺を花瓶嶼と取り違へてゐる。尖閣の西方の臺灣北部の島と取り違へられてゐる。また史料十九の周煌『海東集』には釣魚臺が二度出て来る。順次列すると、鷄籠山、釣魚臺、花瓶嶼、黒水溝、釣魚臺、姑米山となる。東西二つの釣魚臺のうち西の釣魚臺は臺灣北方三島の一つである。次に史料二十の陳觀西の詩には、「釣魚臺過ぎて花瓶を問ふ」と書いてある。これも臺灣北部の花瓶嶼よりも西側に釣魚臺

を置いてゐる。

以上三氏の詩の情報源は明國の『籌海圖編』である。『籌海圖編』では、鷄籠山、彭佳山、釣魚嶼、花瓶山（花瓶嶼）、黄毛山、赤嶼と列し、同じく釣魚臺が西側に置かれてゐる。これら第三系統の釣魚臺は臺灣北方の島に外ならない。

では位置の確認しにくい第二系統の釣魚臺は、第一系統か第三系統かどうかには屬すべきものか。それを繋ぐのが史料二十一方濬頤『臺灣地勢番情紀略』である。これは「鷄籠山陰に釣魚臺」と書いてあり、この釣魚臺も臺灣北方の島であり、第三系統に屬する。しかし第二系統と同じく釣魚臺は單獨で記載され、船を停泊できると述べる。方濬頤の理解では第二系統と第三系統とは同一である。

つづいて配布資料「明國清國領域の自認限界線」について述べる。内容を一言でまとめれば、チャイナ勢力の東の限界線が、尖閣の遙か西方にあつたことを示す史料のうちの一部分である。配布資料中の引用史料以外にも、多數有る。

史料二十一、東北大學所藏「按針似看山譜」は、東北大學から使用許可を得てゐないため、手書きで代替する。この中で鷄籠山を過ぎた處で東洋と呼ぶのは、鷄籠山を東洋と看做してゐない。「東洋」の海域に臺灣を含めない認識のもとで、「東洋」海域に釣魚臺があると述べてゐる。これは孤立した史料ではなく、同じく臺灣島北端附近で「中華の界を過ぐ」と述べる史料を、配布資料中に幾つも擧げておいた。華夷の界は臺灣の北方に存在することが示されてゐる。

これら華夷界の認識だけでなく、配布資料の次條の官定領土線の記録も

多数ある。また海防兵力範囲を説明する史料も多数存在する。これらには全て、尖閣の遙か西方でチャイナが終ることを示す。

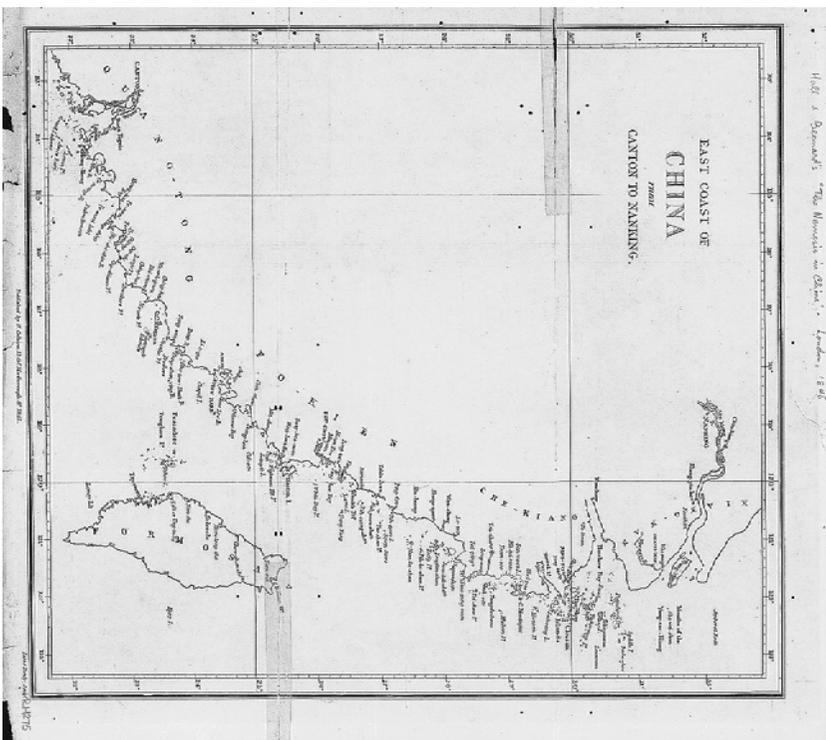
次に尖閣の東側では、「中外界」の記述がよく知られる。しかし「中外界」は尖閣の西にも東にも有る。従って「中外界」は「中國」と「外國」との界ではない。

最後の配布資料の末尾の一段の通り、琉球の風水思想に於いては、琉球を「中」とする側に「中外」の「中」をあてはめて始めて琉球風水を統一解釋することができる。この二つの論理から言って「中外」は「中國」と「外國」ではない。ただの中(なか)と外(そと)を指すに過ぎない。

(終)

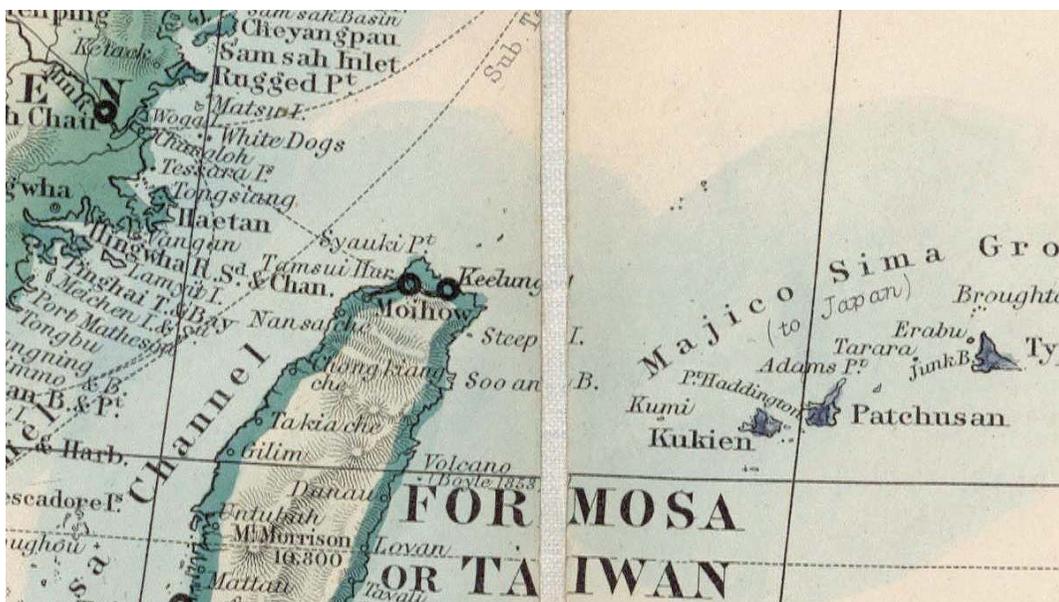
尖閣480年史ブログ所載圖四種 第三

筆者のブログ「尖閣480年史」(<http://senkaku.blog.jp/>)に掲載した尖閣地圖四種を録す。ブログにて加へた解題に本稿では少しく加筆する。



甲(前頁) 平成二十六年七月二十日フログ掲載 ウィリアム・ダラス・バーナード「廣東より南京に至る支那東岸圖」 William Dallas Bernard East coast of China from Canton to Nanking」 西曆千八百四十五年製 オーストラリア國立圖書館圖庫 MAP RM 275 <http://nla.gov.au/nla:map-rm275>
 ヘルチャー船長のサマラン號航海の同年の製圖である。イギリスの William Hucheeon Hall 氏が鴉片戰爭中に留めた記録にもつぎ、ロンドンで發行された。イギリスは本来ならばサマラン號にこの廣東から南京までを測量させるのが目的だった。その意圖を示す先行地圖がこれだらう。「サマラン號に測量させるべき清國沿岸圖」と呼び換へてよい。しかし尖閣は除外だ。サマラン號が尖閣を清國外と看做してゐたことを輔佐的に示す圖と言へる。輔佐的な圖は他にもある。同じくオーストラリア國立圖書館圖庫の MAP-RM2980及び MAP-RM2981及び MAP-RM2982及び MAP-RM2983 各圖だ。どれも西曆千八百四十九年英國水路部製「支那」(China) 部分圖である。ただこれら部分圖については更なる研究を要するので本稿では存在に言及することとせぬ。サマラン號の測量海域については拙著「尖閣反駁マニュアル百題」第三百六十六至三百七十頁を(参照頂きたい。

(2)



(二九)

丁、平成二十六年九月七日及び十日ブログ掲載 明國王圻『三才圖會』内「琉球國圖」。

瀧澤馬琴『椿説弓張月』の第五回の末尾には寺島良安「倭漢三才圖會」の「琉球國圖」を轉載し、琉球國內の諸島を解説する。正文に曰く、

(上略)又西北に三の嶼あり。所謂鼉鼉嶼・高英嶼・彭胡嶋これなり。又西に三ツの嶼あり。所謂馬齒山・古米山・彭家山是なり。又二ツの山あり。釣魚嶼・瓶架山これなり。その國王を中山と號し、(下略)と。眉注に曰く、

琉球國の圖説は和漢三才圖會卷十三卷六十四に出たり。今新説をまじへず、舊に因りてここに抄す。

と。舊説であるから過去の地理認識である。「高英嶼」は王圻『三才圖會』地理卷十三に『隋書』の「高華嶼」を誤つて高英嶼に作つたものを「倭漢三才圖會」及び『椿説弓張月』が襲つてゐる。馬琴は釣魚嶼を含む琉球國の王が中山王だと記述するのだから、少なくとも字面では釣魚嶼が過去に琉球國の領土だったとしてゐる。舊地圖を轉載しただけでなく、文に記述したのは瀧澤氏自身の認知となつたことを示す。但し位置不明の高華嶼に加へて小琉球(臺灣島)及び澎湖島なども併せて琉球國の領土としてゐるから、實際の琉球國の統治領域よりも遙かに大きく、その謬たる論を待たない。明國初期以前、臺灣島及び沖繩は琉球として合稱されてゐたため、琉球國創始以後に全ての古琉球地域が琉球國領土に這入つたと誤認したのである。しかし瀧澤氏が釣魚嶼を明國外としてゐたのは確かであり、期せずして日本民間人による無主地確認の一環となつてゐる。

王圻『三才圖會』がもつたのは鄭若曾『琉球國圖』である。海野一

隆『ちづのしわ』(地圖の史話、第五百五十三頁、昭和六十年、雄松堂刊)でも論及する。尖閣論争以後、この鄭若曾圖を日本による領有の論據とする人もあるが、しかし鄭若曾圖では左下方に福建が小さく描かれるため、完全に琉球だけだとは言ひ切れない。後の王圻『三才圖會』地理卷十三では左下方の小さな福建が削除されてゐるため、完全に明國外の圖となつてゐる。王圻が釣魚嶼を明國外と認定したことを示す。王圻『三才圖會』は萬曆中に成り、それ以前は澎湖島も臺灣島も皆明國外であつた。

『椿説弓張月』の前に成つた林子平『三國通覽圖説』もまた、鄭若曾『琉球國圖』の系統に屬する。琉球主島を大きく描き、臺灣島全域を含み、左端に福建本土が少々含まれるといふ構圖は同一である。されば林子平も琉球國・釣魚臺・臺灣島をまとめて明國外とする意識を幾分か有してゐたと思はれる。

ついでながら『倭漢三才圖會』卷十三「琉球」の條に曰く、

『三才圖會』云、有大琉球・小琉球、各出名玉異寶。

と。名玉異寶を産出するとは王圻『三才圖會』に見えぬ記述だが、他書にもとづく筈であり、考索を要する。琉及び球の字義がともに美玉を指すがゆゑにこの臆説が生まれたのだらう。それが西洋語に譯されてフォルモサ(臺灣島の別名)となつたと私は推測したい。

丁、王圻『三才圖會』地理卷十三「琉球國圖」より、左下方の釣魚嶼附近。
萬曆三十七年序の刊本、國會圖書館藏。



(終)

琉球國はチャイナ領土だったのか 第四

仲村覺編『さうだったのか沖繩』に收める。平成二十六年十月二十四日、示現舎刊、電子書籍である。この中で七大方言區と民族自治區とが相補分布を成すについては、平成二十六年八月四日、霞山會「學術研究大會」(於霞關霞山會館)にて佐藤和子口頭發表「建國初期の中央民族訪問團と共產黨中央の少數民族工作」に對する質疑の際に筆者が言及した趣旨と同じである。なほ本稿中で述べなかつた重要點が二つ有る。第一に臺灣前總統李登輝氏が司馬遼太郎『臺灣紀行』の中で述べた臺灣人の「出エジプト」は、琉球三十六姓にも宛て嵌まること。第二に今年九月十月の間に劇烈を極めてゐる香港の學生運動「雨傘革命」では、若者が自ら香港人であつてチャイナ人ではないと認識する比率が増加してゐる。香港の雨傘革命もまた、新たな出エジプト運動である。大陸東南沿海部には唐宋以來イスラム文明圏下の商人が押し寄せ、元朝に於いては福建の泉州が海上貿易の中心となり、次いで倭寇の時代、ポルトガルの時代、オランダの時代を経て、乾隆年間以後はイギリスが東南沿海にユーラシア新文明を齎した。それが歴史的な香港の位置である。香港人が臺灣人と同じく中華思想離脱を欲するのは、千年來必然の趨勢なのである。電子書籍は保存が不確かなので、以下に保存のため全文を録する。

* * * * *

目次

- 一、琉球に蒙古襲来といふ嘘
- 二、尖閣を案内した福建三十六姓はチャイナ人ではなかった
- 三、徳川初期、薩摩による併合
- 四、明國は併合に同意した
- 五、清國は併合を知つてゐた
- 六、チャイナとの朝貢冊封は無効

一、琉球に蒙古襲来といふ嘘

チャイナは古くから沖繩に軍事力を及ぼし、沖繩にも元寇が有つたといふ話を耳にするが、確かなのかといふ問ひを偶々受けることがある。

『元史』列傳の外夷三・瑠求傳によれば、元國の使者は至元二十九年(西暦1292年)に瑠求(琉球)に派兵すべく福建から東に向けて出航した。三月二十九日に島に出逢つたのでこれが瑠求だと思つて二百人あまりを率ゐて上陸したが、住民の抗戦に遭つて三名が殺されたので撤退した。そして四月二日に澎湖に至り、瑠求征討の事は立ち消えになつた。

この記録で澎湖に至つたのは瑠求からの歸途だと考へられる。瑠求とは臺灣西南部附近である可能性が最も高く、沖繩でないことはほぼ定説となつてゐる。陰曆で一箇月は二十九日もしくは三十日であるから、三月二十九日の瑠求らしき島から四月二日に澎湖に歸り着くまで、最長でも四日間以内の航程である。沖繩からではあり得ない。帆船時代、福建から沖繩へは夏に季節風で東航し、秋冬にまた季節風で沖繩から福建に戻る。多くの記録が證してゐる。沖繩までの往復には半年を要するのである。『元史・瑠求傳』の記録のやうに福建から短期間に往復することは不可能であ

る。

つづいて元貞三年(西暦1297年)に福建南部の泉州から瑠求に派兵し、島民百二十人を捕へて歸還した。この瑠求は位置を示す語句が無いが、七年前の記録からみれば澎湖附近である。沖繩である可能性は極めて小さい。この程度の記録を以て、沖繩にチャイナ人が来てゐたと言ふのが沖繩元寇説である。

この『元史』の記録について、沖繩と臺灣とを混同する資料が明國前半以來とても多いが、單に『元史』を引用するだけなので、よく知らずに引用してゐるのだと分かる。しかしそこに尾ひれをつけられると、誤信する人も出て來るので困つたものである。尾ひれをつけて沖繩への來襲だと言ひ出したのは、『蔡温本中山世譜』卷三の英祖王の條である。原文では、『元史』を引用し、ついで曰く、

「我國臣民、深沐王化、皆有委身愛國之心。見元兵來侵、國人合力、拒戰不降」

「我が國の臣民、深く王化に沐し、みな委身愛國の心あり。元兵の來侵を見て、國人は力を合はせ、拒戰して降らず」

と。委身とは命懸けの意である。來侵の地點等の記載が無く、王化・愛國・合力などの形容語ばかり目立つので、單に『元史』の叙述にこの數句を書き加へて虚飾しただけである。『中山世譜』の價値を下げる虚飾だと言つて良い。蔡温は琉球國の宰相に昇り詰めた學者として名高いが、『中山世譜』で觀る限り、その文章は盛名ほどに格調高くない。

『蔡温本中山世譜』のもととなつたのは、琉球國の攝政をつとめた羽地朝秀の著『中山世鑑』、及び蔡温の父蔡鐸の著『蔡鐸本中山世譜』である。

『蔡温本中山世譜』はこれらを底本として編纂された。しかし『中山世鑑』にも蔡鐸本にも英祖王の條の元寇關聯の記載が無いので、後に蔡温本が元史』にもとづいて増補した叙述だと分かる。さらに後に編纂された琉球國の正史『球陽』も、蔡温本のこの増補を襲用してゐる。

現代の史學では、蔡温本の虚飾を疑ふのが常であるが、物好きな人はこれを沖繩の元寇の史實だとして散布してゐる。その背後にはチャイナが強大だといふ誤認乃至は宣傳目的が潜んでゐる。例へば小林よしのり『新ゴーマニズム宣言SPECIAL沖繩論』(圖一、平成十七年、小學館)では沖繩に元寇が有つたと書いてゐるが、漫畫なのだからと一笑に付するわけに行かない。小林氏の宣傳力は大きい。甚だしきは東京大學史料編纂所の所長までつとめた國史學者黒田日出男氏が、中學生向けの豆知識と題する短文の中でこれを史實と断定してゐる(帝國書院『中學校歴史のしをり』平成十七年五月特別號所載『歴史豆知識、アイヌ・琉球における元寇』、黒田日出男撰)。右も左も分からぬ中學生に對してこの断定は無責任だ。國史學者の見識は漫畫由來かと失望せざるを得ない。チャイナ關聯の歴史は常に現チャイナ政府によつて政治的に利用されるので、無責任な誇張乃至虚構は嚴に戒めるべきである。

實際この類の瓊求・琉球の記録を今のチャイナは兩用してゐる。臺灣領有を言ひたい時にはこれを臺灣だと主張し、尖閣領有乃至沖繩領有を言ひたい時にはこれを沖繩だと主張する。明國前半までは臺灣と沖繩との區別すらできずに、まとめて琉球と呼んでゐたため、どちらにも牽強附會する材料となるのである。そして「東大教授もその説を支持してゐる」などと騒ぎ立てる。まともに取り合ふ必要も無い話だが、しかし一つ一つ論破せ

なばならない。どうせチャイナは嘘ばかりだと一言で片づけては、世界における論戦に勝てない。

圖一 小林よしのり『新ゴーマニズム宣言SPECIAL沖繩論』より、平成十七年、小學館



二、尖閣を案内した福建三十六姓はチャイナ人ではなかつた

尖閣の最古の記録は西暦1534年の陳侃『使琉球録』である。陳侃は明國皇帝の使節として琉球國王の封號を授けるために福州を出港し、尖閣

を経て那覇に到達する。これをチャイナ人が尖閣を発見命名してゐた記録だと現チャイナは主張する。しかし出港前の段落によれば、琉球國王から派遣された三十六姓が、明國の使節船に乗り組んで航路を案内することになり、陳侃は三度大喜びしたといふ。所謂「陳侃三喜」である。當然ながら尖閣の発見者は琉球國人であつたと推測せねばならない。

そこで現チャイナ側が更に主張するのは、三十六姓はチャイナ人だといふことである。三十六姓とは、明國初期に福建から琉球國に移住した人々で、福建那覇間の水先案内を任務としてゐた。尖閣を最も熟知した人々である。三十六姓がチャイナ人であれば、尖閣もチャイナの領有だといふ話が出て来る。果たしてさうだらうか。残念ながら三十六姓はチャイナ戸籍を離脱すべきものと規定されてゐた記録が有る。明國の嘉靖皇帝は三十六姓の祖のひとり蔡環について、「永樂年間に琉球に屬した以上は、明國で家産や戸籍を置いてはならない」と述べる（『明實錄』嘉靖二十六年十一月辛亥の條）。されば法的には琉球國人であり、現チャイナの主張は成り立たない。しかも誰の末裔であつても琉球國の公務として水先案内したことに差は無い。以上陳侃及び三十六姓については、新刊拙著『尖閣反駁マニユアル百題』（集廣舎刊）に書いたのをご覧いただきたい。

三十六姓は那覇の久米村に住んでをり、上述の名宰相蔡温も久米村の出身である。幾ら法的にチャイナ戸籍を離脱してゐても、チャイナからの移住者の子孫であれば、民族的にチャイナに支配されてゐるかの如くではないか。それを嫌がる日本人が近年多い。琉球國史の研究書でも往々三十六姓を「中國人」と呼び、對立感情を煽動してゐる。

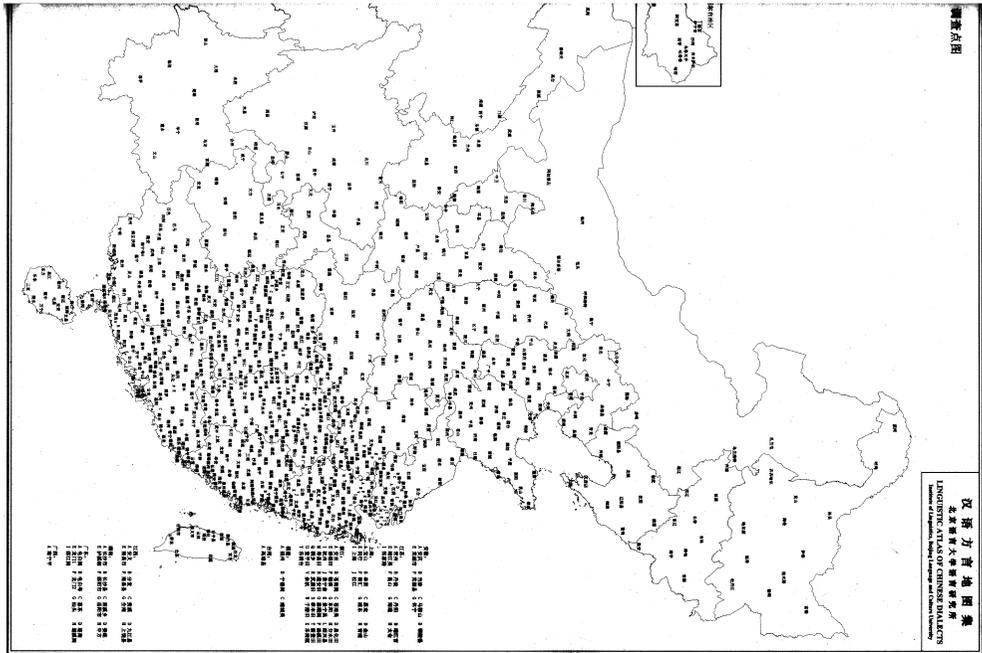
しかし實は、三十六姓は戸籍だけでなく民族としてもチャイナ人ではな

い。それにはチャイナ全土の民族及び言語分布から考へねばならない。チャイナ語の漢字音が極めて多様であることはよく知られてゐるが、教科書ではそれを「七大方言」として分類してゐる。七大のうち最大の方言は「官話方言」と呼ばれ、長江以北の全地域及び雲南を占める。のこる六大は全て長江以南に集中してゐる。即ち東南部の呉越方言、福建方言、湖南方言、江西方言、客家方言、廣東方言である。そのため、方言を調査する場合、調査地は東南部に集中することになる（圖一）。なぜ東南部だけかくも多様なのか。それは古代長江以南の人々が「百越」と呼ばれ、元々漢字を使用しない諸民族であつたことに起因する。のちに漢字が流入すると、百越の民はそれぞれの民族語で漢字を讀むやうになつた。朝鮮・ベトナム・日本の漢字音と同じ方式である。

長江以北でも四川は百越の地域であつたが、元國・明國・清國の初期に三度の大虐殺禍を蒙り、人口急減の空白に他地域から住民が流入したため、官話方言となつてしまつた。清國初期の虐殺及び移民の時代は、「湖廣もて四川を填む」と呼ばれ、近年テレビドラマにもなつてゐる。また雲南は元々インド文明圏であつたが、近代になつてからチャイナ語が流入したので、そのまま新しい官話地區となつた。

漢字音と相補分布を成すのが中華人民共和國による少数民族の分類である。東北・西北・西南には大小様々な少数民族自治區（自治州）が設けられてゐるが、東南部だけは一つも無い。これは東南部の百越が古くから民族音の漢字を使用して來たので、少数民族として分類されなかつたのである。漢字を使ふ民族は全て漢民族に分類するといふ理屈だ。

圖一 曹志耘『漢語方言地圖集』語音卷より、商務印書館、平成二十年



三十六姓は元々福建から来たので、古代の百越の一種である。漢字を使ふからといって一括りにチャイナ民族とすべきでない。同じ漢字を使ふ日本人・琉球人の仲間なのである。「三十六姓は福建民族」、これが正解である。三十六姓だけではなく、臺灣の所謂「本省人」も、福建などから渡つて来た百越の子孫であるから、同じ位置づけになる。第二次大戦後に渡つて来た「外省人」との違いは、単なる渡航年代の違いでなく、古代以来の民族の歴史の違いなのである。

これは現代的研究にもとづく認識だけでなく、史料中にも類似の認識が見える。朝鮮實録・成宗十年六月乙未（西暦1479年）には、沖繩に渡航した朝鮮人による報告が載つてをり、「唐人」「江南人」「江南」といふ語を用ゐる。例へば「江南人及び南蠻國人、みな來りて商販す」と書いてある。ポルトガルはこの時代まだ沖繩に來てゐないので、この「南蠻」は東南アジア人となる。「唐人」は廣汎に明國人であらう。

これと同時代のもので、沖繩縣立博物館藏「琉球國圖」が近年注目を集める（圖三）。圖中の那覇港の「九面の里」（久米の里）に、「江南人」が住んでゐると書いてある。久米村だから三十六姓の祖先である。この圖は研究によりほぼ西暦十五世紀後半の状況を反映してゐるといふのが定説である。

兩史料の「江南人」は長江以南の人だが、唐人といふ語が有りながらわざわざ江南人と呼稱するのは、北方と江南との間に何らかの大きな差異が有つたことを示す。元國（モンゴル）時代には民族分類として蒙古人（韃靼人）、色目人（諸色人）、漢人（内郡人・漢兒）、南人（江南人・蠻子）の四種が有つたこと教科書にも出て來る。括弧内が各族類の別名である。元國の分

類の「江南人」はまさしく上述の六大方言の地區の子孫であり、現代では少数民族自治區が存在しない。琉球の「江南人」の名も、元國の呼稱が明國前半になほ使はれてゐたことを示すと考へられる。後の史料でも三十六姓は「福建三十六姓」、「閩人三十六姓」、「琉球三十六姓」などと呼ばれるのが通例である。閩とは福建である。三十六姓の祖先は「江南人」の中の福建民族により形成され、非チャイナ國籍となつた。

この「琉球國圖」は、平成二十五年年度大學入試センター試験で出題された。その中で「江南人」は「中國から來た人々」と書き換へられてゐる。單純に「チャイナ人」でなく「から來た人々」としたのは良いが、更に正しい書き方は「長江以南から來た人々」である。入試出題者にまでチャイナの大一統思想の滲透が見られる。嘆かほしい。

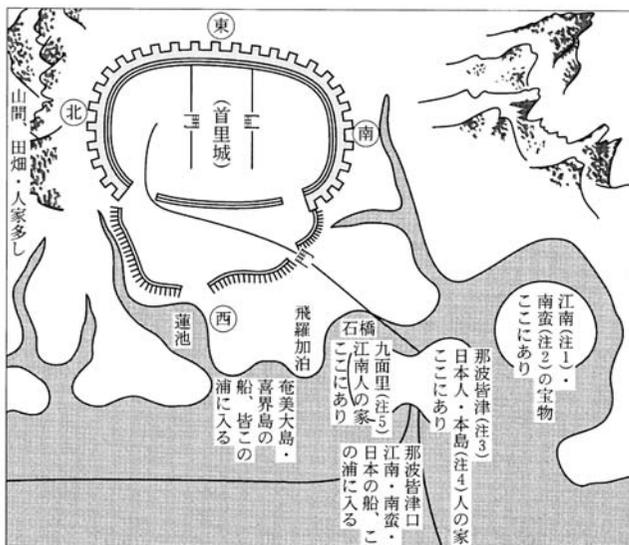
今、那覇の三十六姓の子孫の組織が、中華人民共和國に媚びる一派となつてゐるといふ噂を聞く。もし噂が事實であるならば憂ふべきことだ。三十六姓は、臺灣の本省人と同じく「中華」を離脱した福建民族なのだ。中華人民共和國が一度も臺灣を支配したことが無いのと同じく、元國・明國・清國いづれも一度も琉球國を支配したことは無かつた。今の仲井眞縣知事は三十六姓の子孫の一人だと聞くが、幸ひに中華人民共和國に媚びることは無いやうに見受けられる。有り難い事である。

圖三 平成二十五年年度大學入試センター試験 日本史B、問4より

日本史B

問4 下線部◎に関連して、次の史料から読み取れることに関して述べた下の文X・Yについて、その正誤の組合せとして正しいものを、下の①～④のうちから一つ選べ。 4

史料 『琉球國圖』(沖縄県立博物館・美術館所蔵、部分)



三、徳川初期 薩摩による併合

チャイナの冊封は琉球に對する統治ではなく、象徴的な威信獲得にとどまつたが、一方の日本は西暦十六世紀からかなりの支配力を琉球に及ぼしつつあつた。分かり易い一端が西暦1534年の前引陳侃『使琉球録』に既に見られる。陳侃の那覇居館を琉球王尚清が訪問する際に、告げて曰く、

「清欲謁左右久矣。因日本人寓茲。狡焉不可測其衷。俟其出境而後行。非敢慢也。」

「清、左右に謁せんと欲すること久し。日本人のここに寓し、狡にして其の衷を測るべからざるに因つて、其の出境するを俟ちて後行く。」

敢へて慢するに非ざるなり」

と。琉球史で著名な一段である。「清」は琉球王尚清である。「左右」は陳侃に對する敬稱である。特定の日本人が那覇に逗留中に、琉球王は自由にチャイナ使節の館を訪問できなかったのである。薩摩の武士が既に王の動きにかなりの力を及ぼす存在だったことが分かる。

そして徳川初期の慶長十四年（西暦1609年）に至り、薩摩藩は琉球國を併合した。併合と呼ぶか侵奪と呼ぶかは基準次第で異なる。しかし世間の通例では清國が西暦1683年に臺灣を侵奪したことを征討とか占領とか呼び、「侵」の字を使はない。薩摩による琉球併合にだけ侵の字を使うのは不正である。

薩摩を含む九州の文化は琉球と近縁である。私は關東生まれなのでよく知らないものの、ほんの一端を挙げれば、九州及び沖縄には「添」字を語尾とする地名人名が多い。都知事の舛添氏は福岡生まれである。福岡には柿添といふ地名があり、私の知人にも柿添といふ人がゐる。沖縄には大きな町として浦添が有り、宮古島には池間添が有る。島添といふ苗字は福岡と沖縄に集中する。山口以東にも江添（江副）・河添・田添など有るが、九州沖縄は特に多い。

また九州沖縄では原を「はる」と讀む。福岡縣内の鹿児島本線に「はるだ」（原田）といふ驛が有る。長崎の我が家の近くの縣立北高校の所在地

名は「こえはる」（小江原）である。沖縄本島北部は「やんはる」（山原）と呼ばれ、南部には「はえはる」（南風原）が有る。これらは一端に過ぎないが、西日本の縄文文化に根ざすと考へられる。福建民族と異なり、沖縄人はもともとヤマト民族である。

琉球國王は西暦1500年に沖縄本島から派兵し、石垣島に侵攻し、併合した。その百餘年後に薩摩藩は琉球國を併合した。いづれも文化的近縁の地を征服したのである。一方の派兵が悪で一方は善なのだらうか。

日本の戰國大名は皇家を盟主とする各獨立國であつたが、豊臣秀吉によりほぼ統一された。琉球國も二十年ほど遅れて徳川秀忠の治世で統一された。一連の趨勢である。ところが琉球併合を、豊臣の朝鮮征討につづく徳川の對外侵奪だと言ふ研究者が多い。そもそも徳川家康は外國に對して平和主義の政策を採つたので、朝鮮に對しても平和的であつた。その平和主義の徳川幕府が琉球を併合したのは何故か。それは琉球併合が外國に對する戰爭ではなく、日本の統一事業の一環だったからである。現代の國家の定義をあてはめればどうにも解釋できるが、少なくとも徳川氏は外國に對する戰爭を起こすつもりは無かつた。

當時、豊臣の朝鮮征討と徳川の琉球併合を一連の侵奪行爲だと看做してゐたのは、明國の人々であつた。著名な一例として明國の徐光啓著『海防近説』が有る。現代の研究者が、日本は朝鮮・琉球に一連の侵略を行なつた」などとこじつけるのは、明國の基準を日本にあてはめてゐるに過ぎない。「隣國ではかういふ見方も有つた」と紹介するなら結構だが、それを正しいものとして自國日本にあてはめるのは政治的煽動である。もちろん単に紹介する場合も、「明國では日本の情勢をよく理解してゐなかつた

ことが、この見方の原因となった」と付け加へることを忘れてはならない。徐光啓はユークリッド幾何を漢文で譯するほどの開明的人物だが、このやうな偏見を持つてゐたのは、日本の平和的情勢及び文明度の急速な高まりを知らなかつたがゆゑである。

薩摩藩は琉球を實効統治したが、それに較べチャイナが琉球に兵力を及ぼすことは有り得なかつた。上述のやうに陳侃の時から琉球國側の案内でやつと渡航してゐたのだから、まして兵力が屆く筈が無い。薩摩に併合された際に明國からも對抗して派兵しようといふ議論は有り、その代表が上述の徐光啓『海防迂説』だが、結局派兵しなかつた。それは中華の徳治主義や平和主義などではなく、ただ不可能だつただけである。小林よしのり『新ゴーマニズム宣言SPECIALLY沖繩論』（圖四）では暴力的アメリカと平和的チャイナといふ對比をしてゐるが、全くの誤りである。

圖四 『新ゴーマニズム宣言SPECIALLY沖繩論』より



琉球國からチャイナへの朝貢船はほとんど毎年をやうに、合計數百回も送られたが、江戸への朝貢は數十回に過ぎなかつた。しかし回数で日本が負けてゐると思つたら間違ひである。チャイナへの朝貢は、附隨して許可される貿易が主目的であつたから、頻繁に派遣する必要があつた。一方の日本側では薩摩琉球間の貿易が頻繁に行なはれてゐたので、江戸への朝貢の回数を増やす必要は無かつた。

琉球國からの朝貢回数多さを、現チャイナは忠誠のあかしとして利用しつゝなものだが、あまり強調しない。なぜならチャイナへの朝貢の歸途は尖閣航路であるから、數百回の朝貢で琉球船員は尖閣を熟知してゐた。その記録を現チャイナは無視せねば都合が悪いのだ。一方チャイナから琉球への渡航は數十回に過ぎず、尖閣は神話的色彩を以て記録された。よく知らぬから神話になる。尖閣に於いてもチャイナの完敗である。

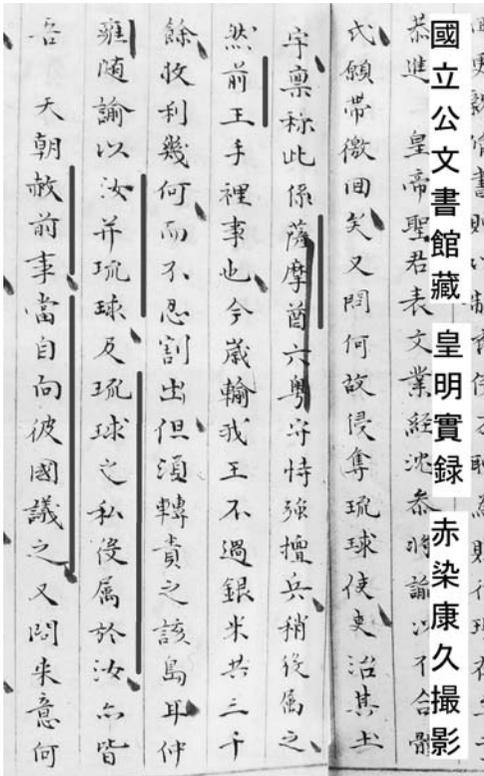
以上の例から琉球に於けるチャイナの力の小ささは良く分かるのだが、問題は冊封である。琉球が明國に朝貢し始めたのは西暦1400年前後で、薩摩藩が琉球を併合するより約二百年も早い。朝貢が名義および貿易のために過ぎなかつたとは言つても、開始年代の早さで日本は負ける。

名義なるものも厄介である。名義は一定の威信の下に成り立つ。チャイナによる冊封が極めて公的な名義を立てたに較べ、薩摩による統治はチャイナに悟らせぬため掩蔽された。そのため後に明治の廢藩置縣（所謂琉球處分）に對して、清國側が認めない事態に至つた。

卑近な比喻をすれば、琉球はチャイナと長年にわたり婚約を保ちながら正式に娶るに至らず、同居もさせなかつた。日本とは後から結婚しながら公表せず、ひそかに正室として同居させ、家計も交際も教育も、家庭の一

切を任せ切った。後に一夫一婦制が施行されてから事が明るみに出て裁判になり、チャイナは「正室の存在を知らされなかったのだから婚約こそ有効だ」と主張する。日本は「一夫一婦制ではなかった」と主張する。勿論名目の秩序に於いて、先に婚約した名義は重い。ところが名目でも日本側が先んじた史料を次の段に示しておきたい。

圖五 内閣文庫藏『皇明實錄』より



四、明國は併合に同意した

西暦1609年に薩摩が琉球を併合してから八年後の西暦1617年、福建に日本の使者明石道友が渡航し、福建の海道副使（海防兼外交長官）韓仲雅がこれを訊問した。訊問記録は國立公文書館の内閣文庫にのこる寫本『皇明實錄』（中央朝廷の議事録）の同年八月一日の條に見える（圖五）。韓仲雅が「日本はなぜ琉球を侵奪したのか」と質問すると、明石道友は供述して曰く、

「薩摩酋・六奥守、恃強擅兵、稍役屬之、然前王手裏事也。……但須轉責之該島耳。」

「薩摩の酋・陸奥守、強きを恃み兵を擅にし、稍やこれを役屬せしむ、然れども前王（家康）の手のうちの事なり。……ただ須らく轉じてこれを該島（薩摩）に責むべきのみ」

と。薩摩が琉球を併合したのは家康の世で済んだ話であり、この件は薩摩を追究して欲しい、との意になる。家康は前年（西暦1616年）に亡くなり、それを理由に申し開きめいた供述である。これを承けて韓仲雅は次の通り諭告した。曰く、

「汝并琉球、及琉球之私役屬於汝、亦皆吾天朝赦前事、當自向彼國議之。」

「汝（日本）の琉球を併する、及び琉球のひそかに汝に役屬するは、また皆な吾が天朝（明國）の赦前の事なり。まさにみつから彼の國（琉球）に向かひてこれを議すべし」

と。「并」とは併合である。薩摩が併合したといふ認識は、現代人が考へ出したのでなく、この時すでに存在した。「役屬」とは納税や兵役などを

以て服屬することを指す。役屬の主語は琉球であり、琉球が半ば主動的に日本の領土となつたと韓仲雍は理解したのである。「赦前」とは萬曆四十二年（西曆1614年）に皇帝が天下を大赦したより前を指す。日本（薩摩藩）が琉球を併合したのはその五年前である。即ち大赦の前に日本が琉球を併合したことを不問に付したことになる。

「亦」とは、過去の家康の事だとの申し開きを承けて、明國側でも恩赦以前の事だと迎合した語である。琉球併合は既に過ぎたことだから、お互ひに追究しないこととなつた。その上でさらに「講すべし」とは、役屬について日本が自分で琉球と議せよとの意である。この一語が決定的に併合同意を示してゐる。華夷秩序は歴史の現場に適用できないのが通例だが、その好個の證佐がこれである。

この語は韓仲雍が日本の使者に言明したのであり、更に原史料の下文によれば福建の高官黄承玄および李凌雲が中央朝廷にも上奏した。同じ記録は黄承玄『盟鷗堂集』所載の上奏文にも見えるほか、『東西洋考』や『皇明經世文編』など、明國の通行史料の中に早くも見える。しかし併合同意を告げた一語が朝野の批判を浴びることは無かつた。なぜなら根本問題として琉球に援軍を送ることが不可能だつたからである。

この史料により、朝貢開始から薩摩併合まで二百年の差は解消され、琉球に於いて薩摩と明國との立場は形式的にも對等となつた。言つてみれば西曆1617年に、明國は日本と琉球との婚姻に一度は同意したのである。さらに後の清國と較べれば、薩摩が先行者となる。薩摩から清朝に通知する必要は無く、統治を掩蔽したか否かを質される筋合ひも無い。

明國は清國とは別の國家だが、両者は國際法上の繼承國に相當するのか

否か。清國最初の使節・張學禮の著『使琉球記』によれば、明國が瓦解して間もない順治三年（西曆1646年）、清國は明國が琉球國に下賜してゐた國王印を清國に返すやう求め、同十一年（西曆1654年）に琉球國から返納された。そして康熙二年（西曆1665年）七月十七日に、使節張學禮は琉球國の王城で冊封の典禮を行なひ、新たな國王印を琉球王尚質に下賜したといふ。ほぼ同じ記録は琉球國側の『中山世譜』などにも見える。

これを現代國際法でどう解釋するか、私には分からない。かりに清國が明國の繼承國となつたのであれば、日本による琉球國併合に明國が同意した事實はそのまま清國に引き繼がれ、清國も同意したことになる。かりに繼承國でないならば、清國よりも先に琉球國は日本の實効統治下に入つてをり、後から來た清國がそこに干渉することはできない。どちらに解釋してもチャイナの主張は通じない。

五、清國は併合を知つてゐた

薩摩の琉球併合に明國が同意した史料のうち、『皇明經世文編』及び『皇明實錄』（明實錄）は清國で禁書となつたが、『東西洋考』は禁書とならず、『四庫全書』にまで收められた。『四庫全書』は世界史の教科書にも載る最も著名な欽定叢書であり、収録するのはそれぞれの分野の基本書である。『東西洋考』は福建・廣東の外交の基本書であるから、清國政府がこの件を知らなかつたでは済まされない。また、『皇明經世文編』及び『皇明實錄』も清國政府自ら禁書としたのだから、この件を知らなかつたのは自己責任であつて、日本が掩蔽したといふのは言ひ掛かりである。

『皇明實録』の併合同意の件については、清國から琉球に渡航した冊封使汪楫も知つてゐた筈である。汪楫『中山沿革志』巻下（故宮珍本叢刊）の尚寧王の條で、萬曆四十四年（西曆1616年）に倭寇（日本）が臺灣島に派兵することを尚寧王が福建に通報したと述べ、ついで曰く、

「福建巡撫黃承立以聞。」

「福建巡撫・黃承立、以て聞す」

と。派兵したのは徳川家康・秀忠であるが、當時の臺灣島は無主地だったので、前述の「外國に對する戰爭」には相當しない。「立」は「玄」の形似により誤つてをり、黃承玄すなはち上述の福建省高官である。西曆1617年に併合に同意した件は、西曆1616年から一連の動向が始まつてをり、それにつき黃承玄が書いた幾つかの上奏文が『皇明實録』に録載されてゐる。汪楫『中山沿革志』で言及するのはその一つ、西曆1616年の上奏文である。同時に西曆1617年の上奏文も當然閲覽した筈である。

汪楫は翰林院檢討の官である。明國清國の翰林院は科擧の上位合格者だけが選ばれ、「儲相の所」（大臣預備軍）と呼ばれた。汪楫以前の琉球冊封使は、給事中といふ現代の議員のやうな職から選任される通例だったが、汪楫の時から翰林院に格上げされた。これにつき康熙皇帝は「儒碩に非ざれば當るべき莫し」と命じてゐる。儒者の儒、碩學の碩である。疑ふらく薩摩に併合せられて以後、琉球國の文明程度が高まつて來たことに對應して、皇威を發揚するために最高水準の人材を送ることになつたのだらう。汪楫は最高水準の文章家であり、官製の正史『明史』の編纂にも攜はつた。『明史』編纂のためには職務として基礎史料『皇明實録』を細かく閲覽せねばならない。實際に『中山沿革志』は、『皇明實録』から琉球關聯

の記録を抽出してまとめたかの如き書である。また汪楫『使琉球雜録』巻二「疆域」で那覇港について述べた中に曰く、

「明實録、遣使外國必大書。」

「明實録、使ひを外國に遣はずには必ず大書す」

と。汪楫が確かに『皇明實録』（明實録）の外交關聯の記録を閲覽してゐたことが分かる。用ゐたのは「明史館」の所藏寫本だと思はれるが、残念ながら明史館の寫本はこの前後の時代の部分が今日まで傳はつてゐない。最善の寫本だつた筈であり、西曆1617年併合同意の記録も漏れずに含まれてゐたらう。しかし『皇明實録』の内の琉球關聯記録は数多いので、『中山沿革志』で抽出されたのは一部分に過ぎない。その中で較べると、西曆1617年の記録は琉球について詳細ではないので、汪楫は採用しなかつたのであらう。そもそも併合同意の件が現代になつて大きな意味を持つとは汪楫も想像しなかつたらうから、併合自體は重要であつても、同意したか否かは重要ではない。重要でないからこそ福建海防官は易々と同意したのである。現代でも、私が論及するまでは誰も重要だと思はず見過ごしてゐた。かりに汪楫が重要だと思つたならば、『東西洋考』などからでも採用できるので、知らなかつたといふ言ひ譯は成り立たない。

以上のやうに同意を忽略視してゐたとしても、併合そのものについては更に明瞭に知つてゐた。前述の黃承玄の上奏文には、日本が琉球に對して「其の畝を疆理す」すなはち檢地を行なつたことを記録する。前述の徐光啓も「其の土地を籍す」すなはち檢地を記録してゐる。まさしく日本による實効統治である。また『中山沿革志』は琉球王尚寧が執へられて江戸に上つたことを述べて曰く、

「王危坐不爲動、慶長曰、『有此氣象、無惑乎受天朝封號也。』卒放回、或云、『割地與之、即北山也。』」

〔王、危坐して動かされず、慶長曰く、「此の氣象有り、惑ひ無し、天朝の封號を受くるや」と。つひに放ち回す。或は云ふ「地を割きてこれに與ふ、即ち北山なり」〕

と。「危坐」とはまっすぐに坐ることを指す。「無惑乎」とは、怪しむに足らない、なるほどといふ意である。慶長とは、秀忠もしくは家康を誤って呼んでゐる。家康・秀忠が王の風格を尊重して琉球國に歸させた史實まで汪楫は理解してゐた。情報源は琉球國に逗留中に購入した和文『琉球世續圖』である。「北山」はここでは吐噶喇七島を指す。吐噶喇七島は對外的には琉球に屬するとされてゐたが、實際には琉球が薩摩に併合された際に薩摩側に移管された。汪楫は現地情報でその事實を知つてゐた。

『中山沿革志』は清國歴代の冊封使の参考書となり、しばしば引用される。西暦1800年の冊封使・李鼎元の『使琉球記』巻五に曰く、

「琉球舊曾臣屬日本、今諱言之矣。」

〔琉球、舊かつて日本に臣屬す、今これを言ふを諱む〕

と。この箇所では『中山沿革志』を引用しないものの、併合を掩蔽してゐることまで理解してゐる。「かつて屬す」の語は、既に屬してゐないやうに見えるかも知れないが、さうではない。琉球がいつ日本の統治から離脱したと認識してゐるわけがなく、ただ掩蔽されて何となく過去の事のやうに思つてゐるだけである。日本からわざわざ知らせる必要は無い。

ほかにも歴代の冊封使は次のやうなことを知つてゐた。琉球國で寛永通寶が流通してゐながら、冊封使の逗留中だけ隠して使はないこと。徳川初

期の年號「元和」などを書きつけた器物が有ること。僧侶はみな日本に遊學し、チャイナに行かないこと。煙草・刀・紙・扇子・漆器などの商品は全て日本から輸入してゐること。實効統治の證まで得たわけではないが、ほとんどその一歩手前である。ただそれを深く追究せず、『東西洋考』などの記録も研究しようとしなかった、それだけのことに過ぎない。日本が掩蔽したことを批判される筋合ひは無い。

六、チャイナとの朝貢冊封は無効

明治十二年（西暦1879年）、廢藩置縣を琉球國にも實施した時まで、琉球が獨立國だったといふ説が、いつの間にか當り前となつてゐる。平成二十六年九月三日放送のNHK「歴史秘話ヒストリア」はるかなる琉球王國」も、この觀點で番組を作つてゐる。しかしここまで述べた通り、西暦1609年以後の琉球は日本の統治下の半獨立國に過ぎない。他の各地も藩主が一定の自治權を持つ半獨立國であつたから、琉球と完全に同じでないとしても、ほぼ同列である。他の諸藩が幕府直轄であつたかのやうに詐つて琉球と對比するのは、歪曲である。

幕末に琉球が米國との間に「琉米條約」を結んだことを以て、琉球が獨立國だった證とする研究者も多い。しかし薩摩・長州もまた英佛列強に對して交戰權を行使し、事後に和議を成したではないか。薩摩・長州も獨立國だったのだらうか。そんなことは有るまい。

基本的にチャイナの冊封といふのは、實効統治を全く伴はない形式的なものに過ぎず、現代の英聯邦にすら及ばない。オランダも一時期清國に朝貢してゐたが、清國がオランダを統治する筈も無い。實効統治をなし得る

か否かは冊封と全く別なのである。滿洲軍は李氏朝鮮に攻め入って、これを屬國としたが、冊封の力に頼ったわけではない。兵力の行使によって大勢が決し、結果として他國と同じ冊封形式をあてはめたに過ぎない。

結局の處、チャイナは幾ら琉球の朝貢を受けてあても、實効統治をしてゐなければ手の出しやうが無いばかりか、琉球國の實情を採知することすら思ふにまかせない。そんな遠い外國をチャイナ領土だなどと、わけ知り顔に語るのが中華思想である。沖繩縣民は彼らをまともに相手にしてはいない。

(終)

尖閣稀覯史料二種 第五

東北大學藏「按針似看山譜」は、チャイナ東方航路集説の寫本である。これを論じた著作は左の二種が有る。

中村拓『御朱印船航海圖』第二百二十九頁、二百三十八頁。原書房、昭和五十四年刊。

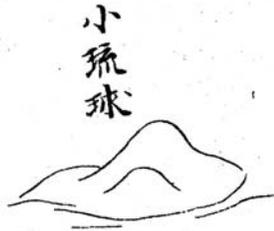
矢島玄亮「東洋人の作製した航海圖（按針似看山譜）について」、誌名「江戸長崎談叢」復刊第2巻第2號。昭和四十三年刊。自第四十八至五十三頁。

(四四)

中村氏は書中の干支により西曆十七世紀末の成立書とする。書中に「釣魚臺」が有り、東洋の島としてゐるが、兩氏は論及しない。尖閣危機が生起する以前の著作だから論及しないのは當然だらう。拙作『尖閣反駁マニユアル百題』（平成二十六年集廣舎刊）の第八十六頁でこの東洋に論及したのが最初である。そもそも明國の『日本一鑑』が臺灣島を「小東」の海域としたのは、臺灣島がチャイナ國外だといふ前提にもとづく。しかし臺灣島がチャイナに侵奪されて以後は、臺灣島最北端を「華夷の界」とする史料が増える。その趨勢と一致するのがこの「東洋」である。臺灣島最北端を過ぎるとチャイナを離れて「東洋」に這入るといふ認識である。

次に那覇市歴史博物館藏「向姓家譜」は、尖閣の「魚根久場島」に上陸して公式に調査した最古の記録である。『島嶼研究ジャーナル』第四卷第一號所載拙著「尖閣最初の上陸記録は否定できるか、明治から文政に遡って反駁する」の中で既に論じた。いま那覇市歴史博物館寫本の複製巻影を録する（資料コード 0100002）。寫本第一葉は「向姓家譜 大宗 諱 韶威 具志川朝雄」と題する。「魚根久場島」の條は「十二世諱鴻基」の譜に屬する。

東北大學藏「按針似看山譜」

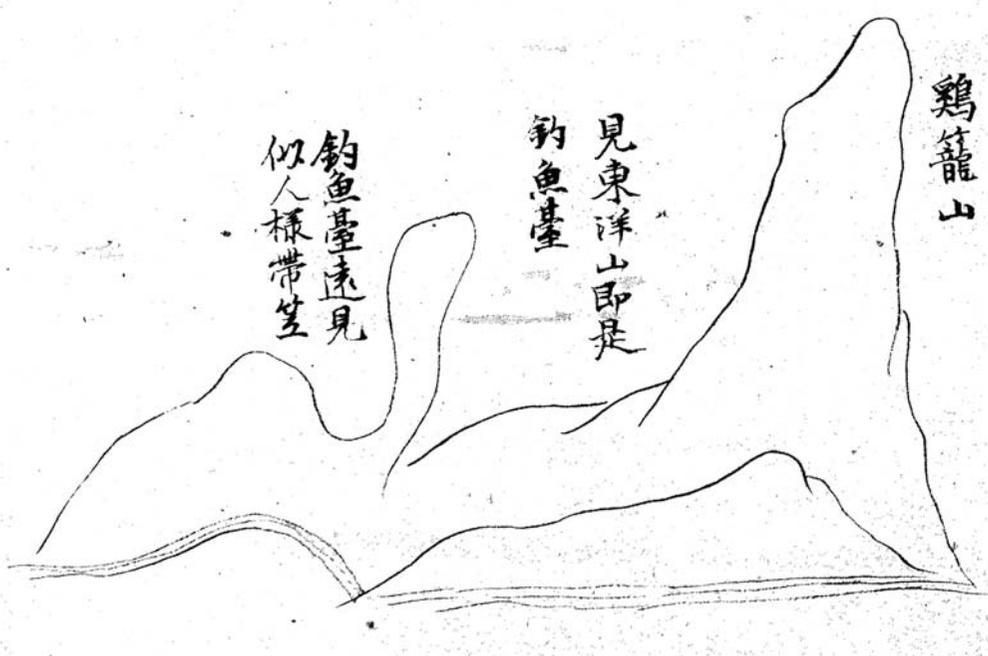


小琉球



沙門岐
頭門

是圭籠



鷄籠山

見東洋山即是
釣魚臺

釣魚臺遠見
似人樣帶笠

于捌月初貳日遣那霸地方官上船問其後 水師大人
 欲見國王鳴謝隨查規例或有他國船隻來到敝國本職承
 辦遣回並無見王親謝故于玖月初叁日親登寶船再三請
 辭茲欲有據左鈐國印焉是印新作彫琉球國印四字

嘉慶貳拾壹年玖月初伍日

嘉慶二十二年戊寅九月二十日任西之平等總與頭職
 嘉慶二十四年己卯四月初六日為慶賀 大守樣陸中將位
 事奉 命為使者閏四月二十二日詣 閣得大君御殿暨
 上平等許願五月初六日恭捧 國翰登舟此薩州船也 七月十

五日那霸開船十八日因風不順到運天港拋泊其後看有
 順風開船放洋駛到半洋風泊變拗難以駕駛仍歸運天港
 停泊共計三次八月二十七日又有順風開洋二十九日
 駛到島島洋風雨猛起船帆被風吹損針路冥冥不知去
 向雪浪滔天船幾覆沒所載貨物盡行丟棄三十日通船人
 數剪髮禱天風雨仍然不止九月初一日鴻基掌上焚膏望
 聞得大君許願曰船上人數共賴神佑平安回國即還願日
 親負龍槓水奉獻 殿下初二日因天不晴又望 普天間
 權現許願曰平安回國一連七日晝夜燒香還願至初五日

風波益猛無奈砍斷帆檣隨風飄流槓木漸盡聞船人數每
 日飲水不過兩盃初八日鴻基又掌上焚膏望 辨才天許
 願翌日又望 天尊祈曰平安回國即還願日終夜燒香至
 十七日天氣方晴看得高山猶不知地名後聞此山谷呼魚槓久壩島也 十
 八日駛到該山下灣泊欲汲用水並無泉湧一連三日彼處
 候風忽然暴威大作所拋槓索盡被海浪磨斷船隻隨風漂
 蕩海洋船上人數頻求神佑至二十三日又遠着高山二
 十四日漸近其山只看山上有一個人此人八重山島奉舉人安里仁屋也
 手招船又有五六人搖旗示港即令船人高聲問其地名答

曰與那國島此時安里仁屋率同村人五六名生駕杉板來告該處地名 於是方知本國
 屬島下船登岸投宿村家所坐船隻損壞難以衝風敵浪無
 計可赴薩州其船至十二月二日 鴻基意謂身捧 國翰事屬
 至重則要火速回國僑船再赴薩州以竣使事只恐風汛愆
 期貽患于國至十二月十九日着該地方官遣人四名生駕
 飛船報明本國法司諒察厥由奉 王命向國鼎玉城按司 改為
 其使者業准將鴻基暨跟隨員役人等舉庸其功各同使事
 已竣者翌年四月二十八日法司特遣船此久高島船也 迎接鴻
 基且傳述 聖旨寄賜文書五月初八日該島開船初九日

(終)

(四六)